田辺市立美術館年報・紀要　令和7年度

〈年報第18号・紀要第3号〉

ごあいさつ

田辺市立美術館の令和7年度の活動を記録した年報第18号をここに刊行いたします。

令和7年度は、市町村の合併によって現在の田辺市が生まれてから20周年にあたる年でした。当館にとっても、熊野古道なかへち美術館が旧中辺路町立の美術館から田辺市立美術館分館となり、本館・分館の二館体制になって20年を迎えることとなりました。この田辺市20周年を記念する特別展として、4月から本館・分館の両会場を使った「河野愛　灯台へ、」と、本館での「生誕120年　村井正誠－画家にして版画家－」を同時に開催して、幸いにご好評をいただくことができました。

両展覧会が終了した6月からは、田辺市立美術館（本館）の空調機を更新する等の大規模な改修工事を行うために、およそ1年4か月の休館に入りました。この間、当館が収蔵している作品を熊野古道なかへち美術館（分館）の展示室で保管することにいたしましたので、止むなく両館ともに休館することとなりました。皆様にはたいへんご不便をおかけしましたが、ご理解をいただきましたおかげで、工事は無事に完了し、本年10月から両館ともに再開いたしております。

休館中にも作品の収集は継続し、新たな収蔵品を増やすことができました。作品のご恵贈を賜りました篤志の方々に、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

当館にお寄せいただいているご期待にお応えできるよう、職員全員が一層尽力したいと思います。皆様の更なるご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

令和８年10月

田辺市立美術館
館長　千 品 繁 俊

目次

年報

ごあいさつ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1. 記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2. 展覧会事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（1）展覧会の内容
（2）展覧会の来館者数

3. 教育・普及事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

（1）講演会・講座等
（2）刊行物
（3）学校・各種団体との連携
（4）講師等の派遣
（5）ラジオ出演

4. 収集・保存事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

（1）新収蔵作品
（2）収蔵作品数一覧
（3）収蔵作品の貸出し
（4）図書等の収集
（5）保存・修復

5. 管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

（1）組織・名称
（2）決算概要
（3）関係法規

6. 施設・設備の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

（1）田辺市立美術館
（2）熊野古道なかへち美術館

紀要

1. 山口八九子の田辺滞在

—早稲田大学會津八一記念博物館所蔵スケッチ帖からの考察 ・・・・ 61

1

記　録

令和７年度の主な記録

■ 田辺市立美術館

令和７年	4月12日～6月 8日	田辺市20周年記念特別展「河野愛　灯台へ、」、「生誕120年　村井正誠」を開催
	5月 3日～5月 5日	NPO法人花つぼみ主催の花と子どものフェスティバルに協賛し、観覧料を無料とする
	5月17日	「国際博物館の日」記念講演会
	5月24日	「国際博物館の日」記念アーティストトーク
	5月31日	展示解説会
	6月 9日～	改修工事のため休館
	7月10日	ラジオ（FM TANABE「街かどミュージアム」）第１回出演
	11月 1日	田辺市立美術館年報・紀要　令和６年度〈年報第17号・紀要第２号〉発行
	11月17日	令和７年度田辺市立美術館作品選定委員会及び田辺市立美術館協議会を開催

■ 熊野古道なかへち美術館

令和７年	4月12日～6月 8日	田辺市20周年記念特別展「河野愛　灯台へ、」を開催
	5月24日	「国際博物館の日」記念アーティストトーク
	6月 9日～	田辺市立美術館（本館）改修工事に伴う休館

2

展覧会事業

（１）展覧会の内容
（２）展覧会の来館者数

田辺市20周年記念特別展

生誕120年 村井正誠

－画家にして版画家－





令和7年4月12日（土）－6月8日（日）

◆ 開館時間

午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

◆ 休館日

毎週月曜日（但し5月5日は開館）
4月30日（水）・5月7日（水）

◆ 観覧料

600円（480円）
※（ ）内は20名以上の団体割引料金
※学生及び18歳未満は無料

◆ 主催

田辺市立美術館

◆ 特別協力

和歌山県立近代美術館

◆ 概要

日本の近代美術に抽象絵画の領域を切り開いた重要な画家の一人である、村井正誠（1905～99）の画業を振り返る特別展を、生誕120年にあたる2015（令和7）年の4月から6月にかけて、田辺市立美術館の展示室3･4･5を会場にして開催した。

村井は岐阜県に生まれ、医師だった父の仕事に従って彦根、和歌山、田辺に移り住み、1913（大正2）年からは新宮で育ち、和歌山県立新宮中学校（現在の新宮高等学校）を卒業した。その後上京して、新宮出身の西村伊作が創設した文化学院で3年間洋画を学び、フランスに渡って研究を続けた。滞仏中、パリで発表される最新の作品に接するとともに、ヨーロッパの各所を旅して古今の美術作品にも触れた村井は、普遍に通じる表現として抽象美術に関心をもち、1932（昭和7）年に帰国してからも自らの制作について探求を重ね、幾何学的な構成の抽象絵画を発表して注目される。その後も独自の抽象表現を展開して、日本の洋画界に比類ない存在感を示し続けた。

村井は画家としての歩みの初期から版画の制作にも取り組んでおり、それは生涯に亘って継続されている。版画における色彩と造形の試みは、油彩画における表現とも結び付いたもので、その双方をうかがうことで、村井の芸術への理解はより深まるものと考え、多彩な版画作品の展観にも重点をおいて展覧会を構成した。

展示室3では、若き日のフランス留学中に試みていた斬新な構図の作品から、帰国後本格的に抽象表現に取り組み、探求を重ねて発表された、幾何学的な構成の作品を主に紹介し、続く展示室4では、戦後に展開した村井の最も個性的な、色面と人の姿などを組み合わせた独特のユニークで情感に満ちた抽象表現の作品を展観した。そして最後の展示室5において、村井が画家としての歩みの初期から取り組み、生涯に亘って制作された版画作品を特集した。

展覧会に出品した大部分の作品は、村井の研究と作品の収集を長年重ねてきた、和歌山県立近代美術館の特別な協力によって貸与いただいたもので、会期中には、継続してその作品の調査･研究に携わってこられている、同館主任学芸員（当時）の植野比佐見さんを講師に招いて「村井正誠と版画」と題した講演会を開催した。

この他に展示解説会も行い、生誕120年を機会とした展覧会と関連する行事によって、村井が残した作品を改めて深く鑑賞していただく場を生み出すことに努めた。



展示風景（展示室4）



展示風景（展示室5）

出品目録:生誕120年 村井正誠 －画家にして版画家－

No.	作家名	作品名	制作年	材質	寸法(cm)	所蔵	備考	展示場所
油彩画等								
1	村井　正誠	ロンバルディア	1929(昭和 4)年頃	カンバス・油彩	80.8×66.0	和歌山県立近代美術館蔵	滞欧作	展示室3
2	村井　正誠	ゴルフ・ジュアンの庭	1930(昭和 5)年	カンバス・油彩	100.5×80.7	個人蔵	滞欧作	展示室3
3	村井　正誠	URBAIN No.1	1936(昭和11)年	カンバス・油彩	111.8×193.7	和歌山県立近代美術館蔵	第1回自由美術展(1937年)	展示室3
4	村井　正誠	形象 A	1939(昭和14)年	板・油彩	89.0×145.1	和歌山県立近代美術館蔵	第3回自由美術展(1939年)	展示室3
5	村井　正誠	四つのパンチュール	1940(昭和15)年	カンバス・油彩	60.8×72.5	個人蔵	第4回自由美術展(1940年)	展示室3
6	村井　正誠	百霊廟	1942(昭和17)年	カンバス・油彩	91.2×125.7	和歌山県立近代美術館蔵	第6回美術創作作家協会展(1942年)	展示室3
7	村井　正誠	聚落	1943(昭和18)年	カンバス・油彩	80.1×232.6	和歌山県立近代美術館蔵	第7回美術創作作家協会展(1943年)	展示室3
8	村井　正誠	母と子	1950(昭和25)年	カンバス・油彩	100.0×79.5	個人蔵	カーネギー国際美術展(1952年)	展示室3
9	村井　正誠	母と子	1952(昭和27)年	カンバス・油彩	162.1×130.2	和歌山県立近代美術館蔵	第2回モダンアート展(1952年)	展示室3
10	村井　正誠	おどる人	1953(昭和28)年	カンバス・油彩	81.0×76.0	個人蔵	潮会展(1953年)	展示室4
11	村井　正誠	座っている人	1958(昭和33)年	カンバス・油彩	161.9×130.5	和歌山県立近代美術館蔵	第3回現代日本美術展(1958年)	展示室4
12	村井　正誠	春の人	1964(昭和39)年	カンバス・油彩	162.0×131.0	田辺市立美術館蔵	第14回モダンアート展(1964年)	展示室4
13	村井　正誠	熊野	1965(昭和40)年	紙・水彩	29.0　156.5	田辺市立美術館寄託	新宮市民会館(1966年)壁画のための素描	展示室4
14	村井　正誠	風の中の除幕式	1968(昭和43)年	カンバス・油彩	193.0×259.0	和歌山県立近代美術館蔵	第8回現代日本美術展(1968年)	展示室4
15	村井　正誠	人	1989(平成元)年	カンバス・油彩	227.5×182.0	個人蔵	'89モダンアート明日への展望展(1989年)	展示室4
16	村井　正誠	紀州	1993(平成 5)年	カンバス・油彩	197.0×263.0	和歌山県立近代美術館蔵	個展(1993年)	展示室4
版画								
17	村井　正誠	母と子	1956(昭和31)年	紙・孔版	51.2×38.0	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
18	村井　正誠	田舎娘	1957(昭和32)年	紙・石版	59.0×42.0	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
19	村井　正誠	黒い太陽	1962(昭和37)年	紙・石版	56.0×42.0	和歌山県立近代美術館蔵	第3回東京国際版画ビエンナーレ文部大臣賞	展示室5
20	村井　正誠	月影	1962(昭和37)年	紙・石版	46.3×38.5	和歌山県立近代美術館蔵	第3回東京国際版画ビエンナーレ文部大臣賞	展示室5
21	村井　正誠	風	1962(昭和37)年	紙・石版	64.0×52.0	和歌山県立近代美術館蔵	第3回東京国際版画ビエンナーレ文部大臣賞	展示室5
22	村井　正誠	天使	1963(昭和38)年	紙・木版	66.6×45.8	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
23	村井　正誠	夜の人	1964(昭和39)年	紙・石版	61.0×48.0	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
24	村井　正誠	四角い顔	1966(昭和41)年	紙・石版	60.0×45.0	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
25	村井　正誠	座る二人	1970(昭和45)年	紙・石版	59.8×43.5	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
26	村井　正誠	歩く人	1972(昭和47)年	紙・木版	61.2×45.4	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
27	村井　正誠	太陽と鳥	1973(昭和48)年	紙・孔版	64.0×44.0	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
28	村井　正誠	玉と線の顔	1973(昭和48)年	紙・木版	60.0×45.5	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
29	村井　正誠	ほほえみ	1977(昭和52)年	紙・銅版、石版	36.1×25.5	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
30	村井　正誠	日曜日	1977(昭和52)年	紙・銅版、石版	35.9×25.4	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
31	村井　正誠	無題	1980(昭和55)年	紙・孔版	61.3×47.8	田辺市立美術館寄託		展示室5
32	村井　正誠	モードの女	1984(昭和59)年	紙・孔版	54.2×50.5	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
33	村井　正誠	窓の人	1990(平成 2)年	紙・銅版、石版	27.3×20.4	田辺市立美術館蔵		展示室5
34	村井　正誠	作品1992	1992(平成 4)年	紙・孔版	70.8×53.5	和歌山県立近代美術館蔵		展示室5
35	村井　正誠	二人	1999(平成11)年	紙・石版	34.7×35.0	和歌山県立近代美術館蔵	版画絶作	展示室5

田辺市20周年記念特別展

河野愛　灯台へ、



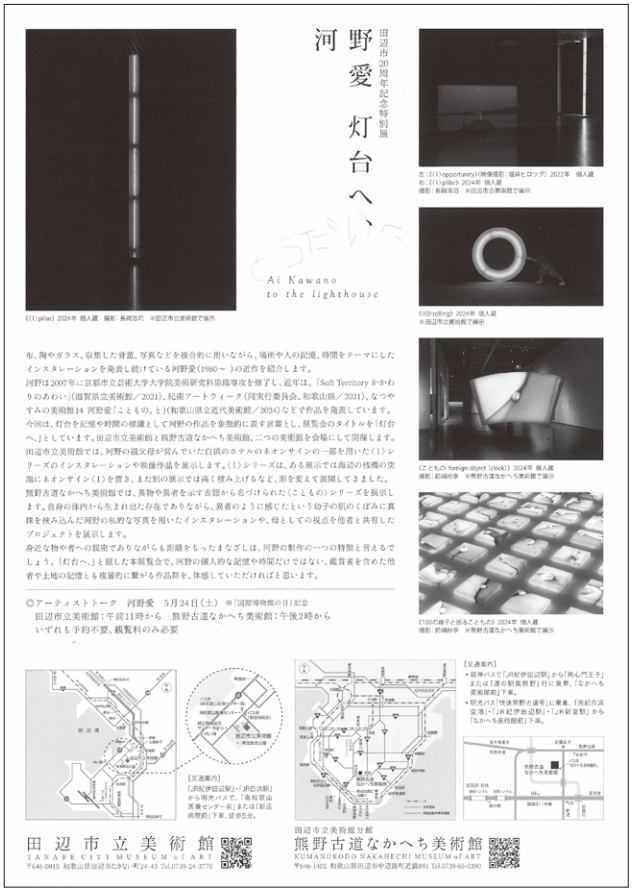

令和7年4月12日（土）−6月8日（日）

◆ 開館時間

午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

◆ 休館日

毎週月曜日（但し5月5日は開館）
4月30日（水）･5月7日（水）

◆ 観覧料

田辺市立美術館:600円（480円）
熊野古道なかへち美術館:400円（320円）
※（　）内は20名以上の団体割引料金
※学生及び18歳未満は無料

◆ 主催

田辺市立美術館

◆ 概要

布、陶やガラス、収集した骨董、写真などを複合的に用いながら、場所や人の記憶、時間をテーマにしたインスタレーションを発表し続けている河野愛（1980～　）の近作を紹介する展覧会を、田辺市立美術館と熊野古道なかへち美術館の二つの会場で同時に開催した。

展覧会のタイトルに掲げた「灯台」は、元来安全な航海のための目印となるものだが、同時にその土地の時間や記憶の重なりを感じさせるものでもあり、往々にしてその土地のシンボルとも言える存在となっている。河野の個人的な記憶や時間だけではなく、鑑賞者も含めた他者や土地の記憶とも複層的につながる、この「灯台」のような作品群によって展覧会は構成された。

田辺市立美術館の会場では、河野の祖父母が営んでいた白浜のホテルのネオンサインの一部を用いた〈I〉シリーズのインスタレーションや映像作品などを展示した。〈I〉シリーズはこれまで、海辺の桟橋の突端にネオンサイン〈I〉を置いたり、高く積み上げて展示したりするなど、形を変えて展開してきたものである。

熊野古道なかへち美術館の会場では、異物や異者を示す古語から名づけられた〈こともの〉シリーズを展示した。自身の体内から生まれ出た存在でありながら、異者のように感じたという幼い子どもの肌のくぼみに真珠を挟み込んだ河野の私的な写真を用いたインスタレーションや、母としての視点を他者と共有したプロジェクトを展示した。

熊野古道なかへち美術館の展示室と交流スペースをつなぐ回廊に展示された新作《pearl embroidery》は、二枚のオーガンジーにかつて河野の祖父母が白浜町の古賀浦で営んでいたホテルに関わる写真をプリントし、それを真珠の柄の刺繍でつないだものであった。過去から現在までのそれぞれの刻を刺繍によって重ね合わせたこの作品は、〈I〉シリーズを展示している田辺市立美術館の会場と〈こともの〉シリーズを展示する熊野古道なかへち美術館の会場とを結び合わせる作品となった。

会期中には、作家から直接に話をうかがうアーティストトークを両会場で行った。河野の作品とその構成による各会場の魅力を、それぞれのトークを通じて、より深く体感していただく機会をつくれたものと思う。


展示風景（田辺市立美術館）

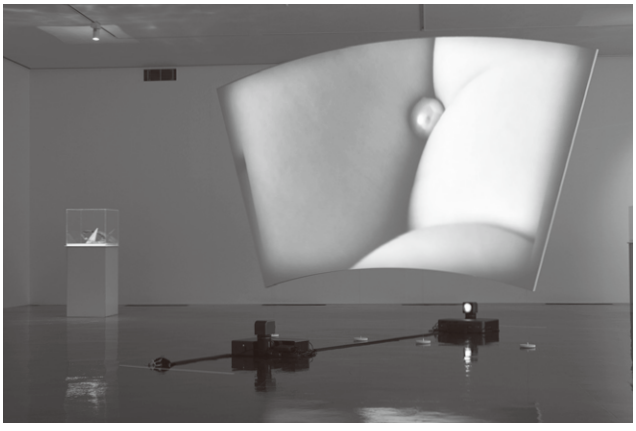
展示風景（熊野古道なかへち美術館）

出品目録:河野愛　灯台へ、

No.	作品名	制作年	素材等	寸法(cm)	所蔵
田辺市立美術館					
1	〈 I 〉pillar	2024年	ネオン看板	548.0 × 27.5 × 8.0	個人蔵
2	〈 O 〉	2024年	ネオン看板	ϕ137.0 × 8.0	個人蔵
3	〈 O 〉rolling	2024年	映像 (ループ)		個人蔵
4	〈 I 〉opportunity(映像撮影:堀井ヒロツグ)	2022年	映像(17分)		個人蔵
熊野古道なかへち美術館					
5	こともの foreign object (clock)	2024年	映像インスタレーション(ループ)		個人蔵
6	こともの foreign object (clockのための)	2024年	アクリル板にプリント	ϕ30.0 × 0.5	個人蔵
7	100の母子と巡ることもの	2021年〜	ライトボックスにプリント、桐箱、 アコヤ真珠、撮影依頼書、写真		個人蔵
8	pearl embroidery #1,#2,#3	2025年	オーガンジーにプリント、刺繍	(各)60.0 × 60.0	個人蔵
9	doll hands	2024年	錫		個人蔵

(2) 展覧会の来館者数－田辺市立美術館

展覧会名	会　期	開催日数	来館者数	一日平均 来館者数	一日最高 来館者数
田辺市20周年記念特別展 河野愛　灯台へ、 生誕120年　村井正誠－画家にして版画家－	4月12日～6月8日	49日	2,193人	45人	494人

来館者数内訳

展覧会名	一　般				無　料						招　待	その他 ※3
	個人	団体	減免（半額） ※1	減免（全額） ※2	大学生	高校生	中学生	小学生	18歳未満	幼児		
田辺市20周年記念特別展 河野愛　灯台へ、 生誕120年　村井正誠－画家にして版画家－	203	0	192	38	6	6	3	38	0	117	1,455	135

※1～3　内訳

展覧会名	※1 減免（半額）				※2 減免（全額）			※3 その他	
	65歳以上	身体障害者 手帳交付者	療育手帳 交付者	精神障害者保健 福祉手帳交付者	介護者	授業等の 一環の教師	その他	講座・研修等	入館のみ
田辺市20周年記念特別展 河野愛　灯台へ、 生誕120年　村井正誠－画家にして版画家－	185	5	1	1	4	3	31	0	135

(2) 展覧会の来館者数－熊野古道なかへち美術館

展覧会名	会　期	開催日数	来館者数	一日平均 来館者数	一日最高 来館者数
田辺市20周年記念特別展 河野愛　灯台へ、	4月12日～6月8日	49日	1,026人	21人	64人

来館者数内訳

展覧会名	一　般				無　料						招　待	その他 ※3
	個人	団体	減免（半額） ※1	減免（全額） ※2	大学生	高校生	中学生	小学生	18歳未満	幼児		
田辺市20周年記念特別展 河野愛　灯台へ、	452	0	168	18	30	6	5	22	1	10	175	139

※1～3　内訳

展覧会名	※1 減免（半額）				※2 減免（全額）			※3 その他	
	65歳以上	身体障害者 手帳交付者	療育手帳 交付者	精神障害者保健 福祉手帳交付者	介護者	授業等の 一環の教師	その他	講座・研修等	入館のみ
田辺市20周年記念特別展 河野愛　灯台へ、	159	6	1	2	7	0	11	0	139

3

教育･普及事業

（１）講演会・講座等
（２）刊行物
（３）学校・各種団体との連携
（４）講師等の派遣
（５）ラジオ出演

田辺市20周年記念特別展「生誕120年　村井正誠－画家にして版画家－」

講演会

開 催 日 時　5月17日（土）　午後 2時～午後 3時10分　参加者　　5名
場　　所　田辺市立美術館　研修室
講　　師　植野比佐見（和歌山県立近代美術館　主任学芸員）



今回の展示作品の主な所蔵先である和歌山県立近代美術館の主任学芸員（当時）、植野比佐見さんにお越しいただいて「村井正誠と版画」と題する講演会を開催した。

植野さんは同館において長年に亘って村井正誠作品の調査を継続してきており、その成果に基づいて、版画作品を軸にしながらも、重要な油彩画作品の分析や作風の展開を含めた解説がなされた。画家にして版画家であった村井の芸術家としての生涯の理解にもつながる内容の講演で、参加者には展覧会の趣旨を一層よく理解していただくことにつながったものと思う。

田辺市20周年記念特別展「生誕120年　村井正誠－画家にして版画家－」

展示解説会

開 催 日 時　5月31日（土）　午後 2時～午後 3時15分　参加者　　5名
場　　所　田辺市立美術館　展示室
講　　師　学芸員　三谷　涉



会期中に展示解説会を行った。展示室3・4と、参加者とともに油彩画作品を制作順に沿って見てゆき、村井正誠の生涯と表現の変化を解説していった。展示室5では、村井が油彩画と並行して制作し続けた版画作品を、用いられた技法や同時期に発表された油彩画との比較を交えながら紹介し、展示している作品により注意を傾けて鑑賞していただけるように努めた。展覧会の構成と個々の作品の解説によって、村井の油彩画制作と版画における色彩と造形の試みの重要な関係について理解していただく機会をつくれたものと思う。

田辺市20周年記念特別展 「河野愛　灯台へ、」

アーティストトーク

開 催 日 時　5月24日(土)　午前 11時～午前 12時　参加者　 12名
場　　所　田辺市立美術館　展示室
講　　師　美術家　河野　愛



会期中に河野愛さんにお越しいただいて、自身の作品や制作について語っていただくアーティストトークを行った。

展示室1では、河野さんの祖父母が営んでいた白浜のホテルのネオンサインを用いた〈I〉シリーズについて、ネオンサインがホテルの屋上から外された際にその一部を持ち帰ったエピソードや、そのネオン管を積み上げて作品にすることを考えたきっかけなど様々なことが語られた。また、展示室の床が作品の光を反映して波に揺れる夜の海のように見える特性に合わせて展示がなされたことも紹介された。

展示室2では、河野さんの説明を聞きながら、白浜の桟橋に立てられた〈I〉を撮影した映像作品《〈I〉opportunity》を、トークの参加者とともに鑑賞した。その時間は、映される情景の緩やかな変化にともなって、参加者それぞれの時間が重なり合ってゆくような一時でもあった。

田辺市20周年記念特別展 「河野愛　灯台へ、」

アーティストトーク

開 催 日 時　5月24日(土)　午後 2時～午後 3時30分　参加者　 9名
場　　所　熊野古道なかへち美術館 展示室 他
講　　師　美術家　河野　愛

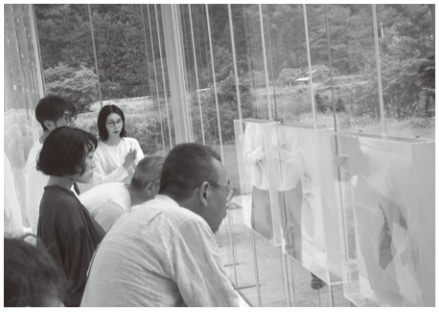

田辺市立美術館でのアーティストトークを行った午後に、熊野古道なかへち美術館でもアーティストトークを開催した。

異物や異者を示す古語から名づけられた〈こともの〉シリーズを主に展示した熊野古道なかへち美術館では、自身の体内から生まれ出た存在でありながら、異者のように感じたという自身の子どもの話や、コロナ禍の鬱々とした状況下で遊び心から幼子の肌のくぼみにおもちゃを挟み込んでみたこと、母としての視点を他の人と共有するしくみができないかと思ったことなど、河野さんの考えていることが丁寧に語られた。

参加者からは質問も多くあがり、そのやりとりもまた、作品や河野さんの思考について知り、親しんでいただくことにつながったものと思う。

〈広報紙〉

田辺市立美術館NEWS　ORANGE　Vol.42

規　　格：525×297㎜　A3＋A4縦半切
発行年月日：令和7年4月1日
編集・発行：田辺市立美術館・熊野古道なかへち美術館
内　　容：特　　集　灯台－記憶の痕跡
REPORT　特別展「仙境　南画の聖地、ここにあり」
新収蔵作品について
改修工事のため休館します

2025年度展覧会案内　他



〈広報紙〉

田辺市立美術館NEWS　ORANGE　Vol.43

規　　格：525×297㎜　A3＋A4縦半切
発行年月日：令和7年10月1日
編集・発行：田辺市立美術館・熊野古道なかへち美術館
内　　容：REPORT
特別展「河野愛　灯台へ、」アーティストトーク
特別展「生誕120年　村井正誠－画家にして版画家－」

BOOKGUIDE
ヴァージニア・ウルフ「灯台へ」鴻巣友季子 訳/新潮文庫
『村井正誠　版画作品集』阿部出版

続・美術館の外に　他



〈年　報・紀　要〉

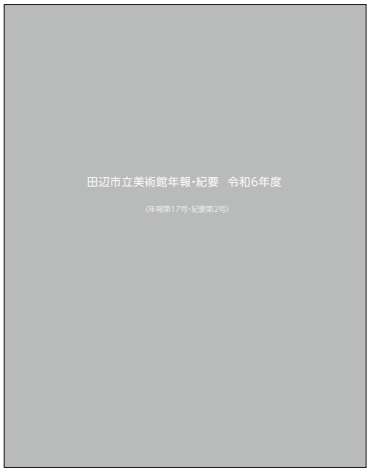

田辺市立美術館年報・紀要　令和6年度
<年報第17号・紀要第2号>

規　　格：280×220㎜　88ページ
発行年月日：令和7年11月1日
編集・発行：田辺市立美術館
年報　内容：1.記録
　　2.展覧会事業
　　3.教育・普及事業
　　4.収集・保存事業
　　5.管理運営
　　6.施設・設備の概要
紀要　内容：1.浜木綿のモチーフと山口八九子の田辺滞在について
　　2.「四候和牘」木村蒹葭堂宛戸田和泉守書状についての検討

〈記録集〉



河野愛　灯台へ、

規　　格：200×200mm　25ページ
発　　行：田辺市立美術館
内　　容：「灯台へ」　知野季里穂
　　くまびで作ろう！③「つみきの灯台」
　　作品図版
　　河野愛インタビュー　他

（3）学校・各種団体との連携

（1）課外活動の受入

田辺市立美術館

日　時	学　校　名	児童･生徒 人数	教師等人数
令和７年 5月 2日(金)	新庄小学校　６年生	19人	２人
6月 3日(火)	明洋中学校　３年生	１人	１人

（2）団体等の受入

田辺市立美術館

日　時	団　体　名	人 数
令和７年 5月10日(土)	北海道美術館協力会	36人
5月13日(火)	南紀の台婦人会	15人
5月15日(木)	紀南こころの医療センター	16人

熊野古道なかへち美術館

日　時	団　体　名	人 数
令和７年 5月 9日(金)	北海道美術館協力会	36人

（3）学校授業・行事への協力

田辺市立美術館

日　時	行　事　名	内　容	児童･生徒　人数	教師等 人数
令和8年 1月23日(金)	中芳養中学校　1年生　美術	講師派遣	18人	1人
2月 6日(金)	中芳養中学校　1年生　美術	講師派遣	18人	1人

（4）ＮＰＯ法人・団体等との協働

田辺市立美術館

日　時	内　　容
令和7年 5月 3日(土･祝)～5日(月･祝)	ＮＰＯ法人花つぼみ主催「花と子どものフェスティバル」に協賛

熊野古道なかへち美術館

日　時	内　　容
令和７年 6月 6日(金)	近野平安の郷推進協議会主催「とがの木茶屋までミニウォーク」に協賛

（4）講師等の派遣

日　時	団　体　名	内　容
令和7年 5月29日(木)	田辺ロータリークラブ	河野愛展について
令和8年 3月26日(木)	田辺ロータリークラブ	「街かどミュージアム」の取り組みについて

（5）ラジオ出演（FM TANABE「街かどミュージアム」）

日　時	内　容
令和7年 7月10日(木)	田辺市立美術館と「街かどミュージアム」について説明
8月14日(木)	米治一　田辺駅前「弁慶像」、般若純一郎　闘鶏神社「弁慶と湛増像」
9月11日(木)	保田龍門　南方熊楠顕彰館「南方熊楠之像」、田辺市立図書館「脇村市太郎翁像」
10月 9日(木)	建畠覚造　紀南文化会館前「ＭＡＮＪＩ」
11月13日(木)	堂本右美　紀南病院「生命の木」
12月11日(木)	加藤豊　市民総合センター前「母子像」
令和8年 1月 8日(木)	朝倉文夫　平草原公園「宮城道雄先生像」
2月12日(木)	稲田米花　田辺市議会正副議長室入口「墨梅図」
3月12日(木)	小清水漸　熊野古道なかへち美術館裏庭「クーフリンの小舟」

4

収集･保存事業

（１）新収蔵作品
（２）収蔵作品数一覧
（３）収蔵作品の貸出し
（４）図書等の収集
（５）保存・修復

■購入

	分類	作者	作品名	材質	形状	寸法(cm)	制作年
1	彫刻・工芸	久保田繁雄	Bright Forest Series Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	苧麻、大麻	タピスリー・3点組	210×570(可変)×d.60	2023(令和 5)年
2	油彩画	朝井閑右衛門	山本太郎像	油彩、カンバス	額装	55.7×45.4	1960(昭和35)年

■寄贈

	分類	作者	作品名	材質	形状	寸法(cm)	制作年
1	彫刻・工芸	久保田繁雄	樹	綿、ウール	タピスリー	160×170	1969(昭和44)年
2	彫刻・工芸	久保田繁雄	The Conversation	和紙、綿	タピスリー	200×180	1978(昭和53)年
3	彫刻・工芸	久保田繁雄	Echo of The Wind Ⅵ	苧麻、サイザル麻	タピスリー	150×470	1997(平成 9)年
4	彫刻・工芸	久保田繁雄	Shape of Green Ⅲ	ナイロン、サイザル麻、苧麻	タピスリー・2点組	(各)160×110×d.10	2010(平成22)年
5	彫刻・工芸	久保田繁雄	Shape of Green Ⅳ	ナイロン、サイザル麻、苧麻	立体	140×140×h.157	2012(平成24)年
6	彫刻・工芸	久保田繁雄	炎音Ⅱ	苧麻、サイザル麻	タピスリー	220×240×d.25	2018(平成30)年
7	彫刻・工芸	熊井恭子	立ち竦む風	ステンレススチール線	立体・30点組	(各)h.130×Φ30～50	2004(平成16)年
8	素描	マグダレーナ・アバカノヴィッチ Abakanowicz, Magdalena	フェイス	インク、紙		32.0×23.0	1982(昭和57)年
9	彫刻・工芸	ピーター・コリンウッド Collingwood, Peter	(無題)	化学繊維	タピスリー	168×52	
10	文人書画	脇本楽之軒	芙容図	紙、墨	軸装	32.3×45.7	1946(昭和21)年
11	文人書画	脇本楽之軒	山水図　倣守景	紙、墨	軸装	87.6×31.6	
12	油彩画	村井正誠	顔	油彩、カンバス	額装	72.7×60.8	1962(昭和37)年
13	素描	野田裕示	WORK52　素描	水彩、鉛筆、紙	5点組	(各)36.5～76.5×28.0～56.5	1975(昭和50)年
14	素描	野田裕示	WORK56　素描	水彩、鉛筆、色鉛筆、紙		76.0×56.5	1976(昭和51)年
15	素描	野田裕示	WORK57　素描	水彩、鉛筆、紙		56.5×76.0	1976(昭和51)年
16	素描	野田裕示	WORK67　素描	水彩、鉛筆、ビス、紙		76.0×56.5	1977(昭和52)年

■購入

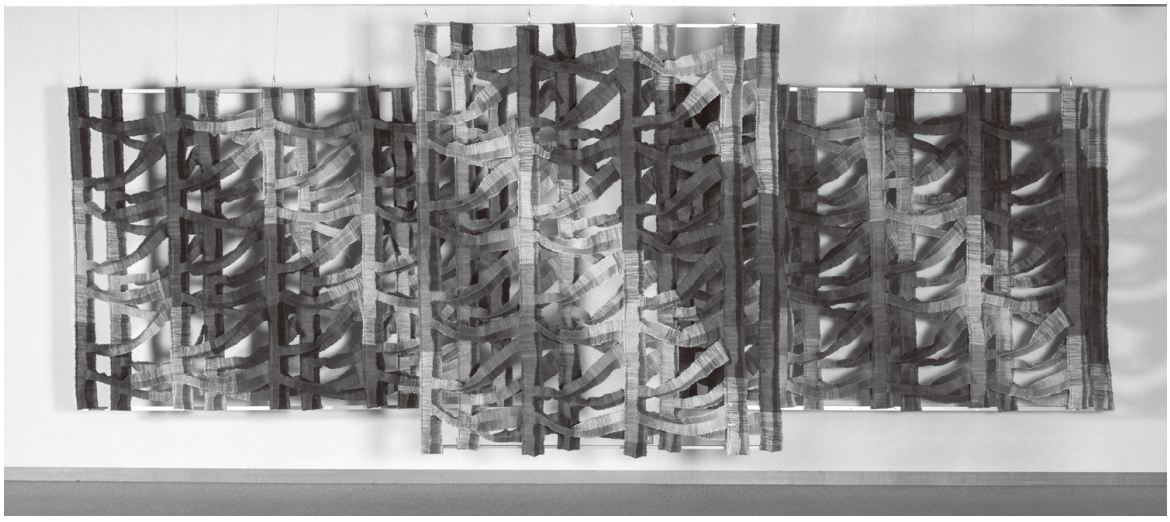

久保田繁雄《Bright Forest Series　I･Ⅱ･Ⅲ》



朝井閑右衛門《山本太郎像》

■ 寄贈



久保田繁雄《樹》

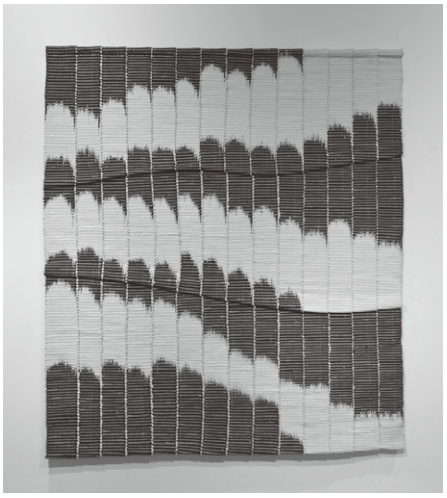

久保田繁雄《The Conversation》

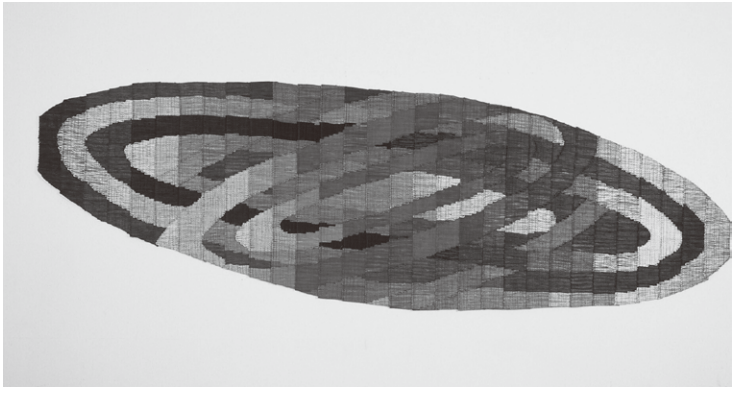

久保田繁雄《Echo of The Wind Ⅵ》



久保田繁雄《Shape of Green Ⅲ》

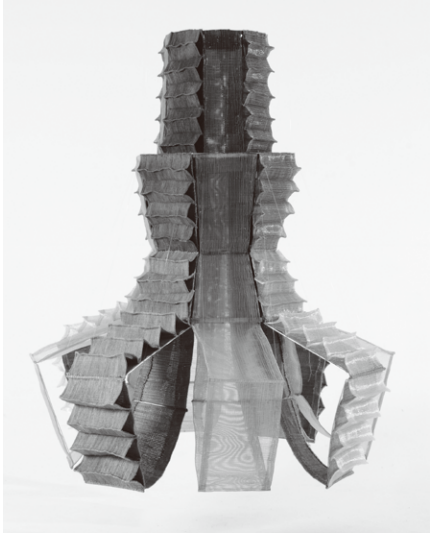

久保田繁雄《Shape of Green Ⅳ》



久保田繁雄《炎音Ⅱ》

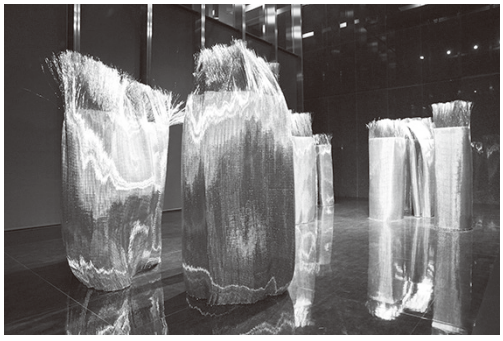

熊井恭子《立ち竦む風》

No Image

マグダレーナ・アバカノヴィッチ《フェイス》

No Image

ピーター・コリンウッド《（無題）》



脇本楽之軒《芙容図》



脇本楽之軒《山水図　倣守景》



村井正誠《顔》

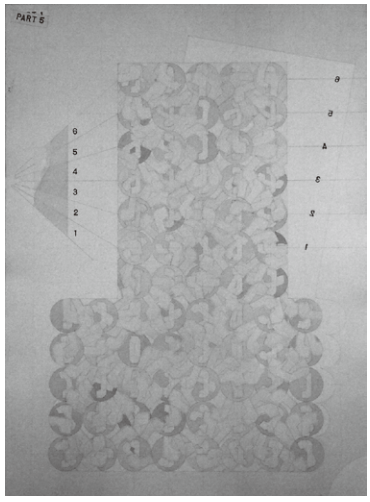

野田裕示《WORK52 素描》1

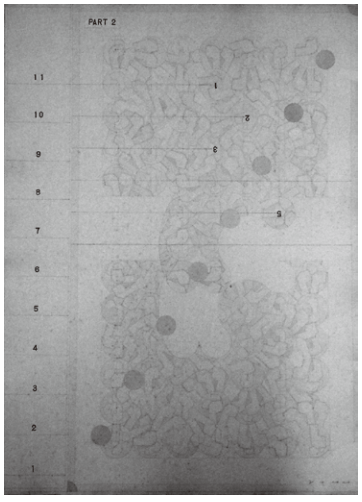

野田裕示《WORK52 素描》2

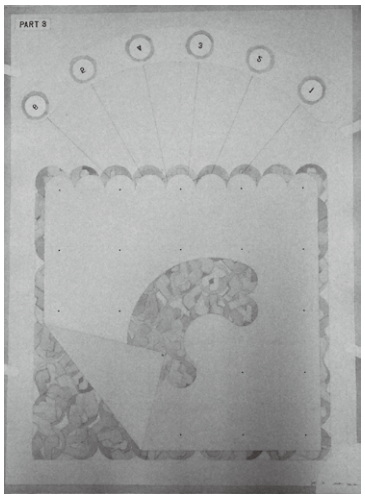

野田裕示《WORK52 素描》3

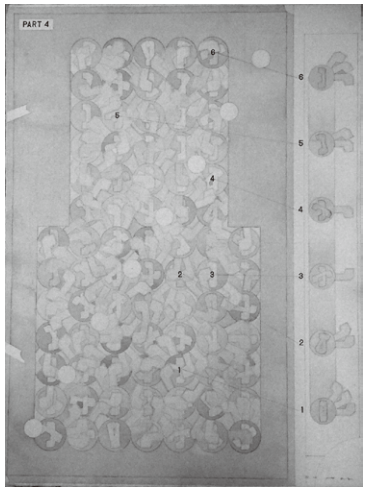

野田裕示《WORK52 素描》4

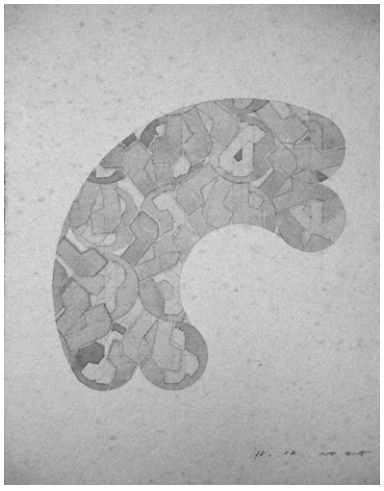
野田裕示《WORK52 素描》5

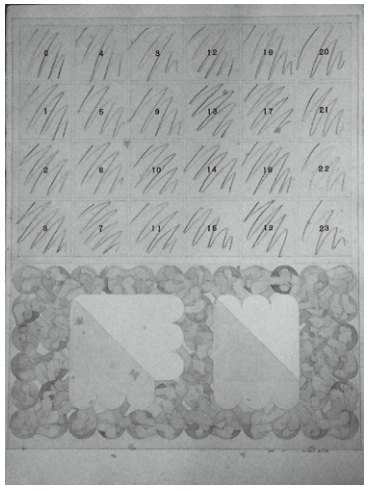
野田裕示《WORK56 素描》

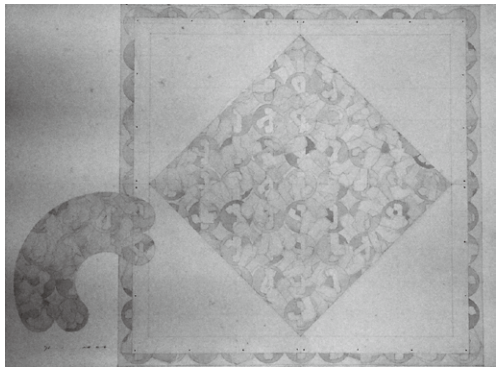
野田裕示《WORK57 素描》

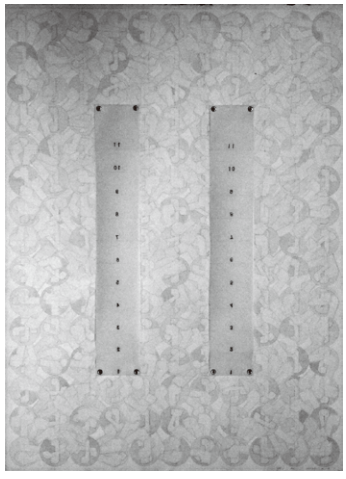
野田裕示《WORK67 素描》

（2）収蔵作品数一覧

（点）

分類	南画	油彩画	水彩画	パステル画 鉛筆画	素描	版画	写真	近代日本画	文人書画	近世書画	彫刻･工芸	書	計
購入	1	29	46	6	29	0	2	46	23	0	15	0	197
寄贈	22	117	142	1	911	8	15	64	35	5	59	4	1,383
管理換	1	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	7
登録換	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
合計	68	149	188	7	943	8	17	110	58	5	74	4	1,631

（3）収蔵作品の貸出し

貸出作品	分類	貸出先	展覧会名	貸出期間
村井正誠 《春の人》	所蔵品	和歌山県立近代美術館	生誕120年 「村井正誠　色のやどり･形のうぶすな」 令和7年9月27日～11月30日	令和7年6月11日～
村井正誠 《熊野》	寄託品			
中村彝 《帽子を被る少女》	所蔵品		「ＭＯＭＡＷコレクション名品選」 令和7年9月27日～令和8年1月8日	
佐伯祐三 《リュクサンブール公園》 《工場》	所蔵品			

（4）図書等の収集

■新収集図書

分　類	購　入			受　贈		計
図書資料	逐次刊行物	書　籍	CD　DVD	逐次刊行物	書　籍	
	40	18	0	3	254	315

分　類	購　入			受　贈			計
映像資料	ハイビジョン	ビデオ	CD　DVD	ハイビジョン	ビデオ	CD　DVD	計
	0	0	0	0	0	2	2

■蔵書数一覧

分　類	購　入			受　贈		計
図書資料	逐次刊行物	書　籍	CD　DVD	逐次刊行物	書　籍	
	2,559	2,534	46	3,566	16,298	25,003

分　類	購　入			受　贈			計
映像資料	ハイビジョン	ビデオ	CD　DVD	ハイビジョン	ビデオ	CD　DVD	計
	2	55	0	0	4	37	98

（5）保存・修復

■シロアリ防除作業及び燻蒸作業

田辺市立美術館　シロアリモニタリング作業

時　　期　　令和7年12月、令和8年1月･2月を除く毎月1回

作業内容　　シロアリモニタリング作業

（設置済のステーションの確認、必要に応じて移動、薬剤投与）

施工業者　　イカリ消毒堺株式会社　和歌山営業所

熊野古道なかへち美術館　燻蒸作業

時　　期　　令和7年6月16日

作業内容　　展示室のエコミュアーFT（文化財などを害虫から守るために開発された殺虫剤）を使用した燻蒸作業

施工業者　　イカリ消毒堺株式会社　和歌山営業所

■ビデオテープ保存（デジタル化）作業

納 品 日　　令和8年3月18日

作業内容　　ビデオテープ経年劣化防止のためのデジタル化作業

施工業者　　株式会社IMAGICAエンタテインメントメディアサービス

5

管理運営

（1）組織・名称
（2）決算概要
（3）関係法規

■ 組織図

令和7年4月1日～令和8年3月31日

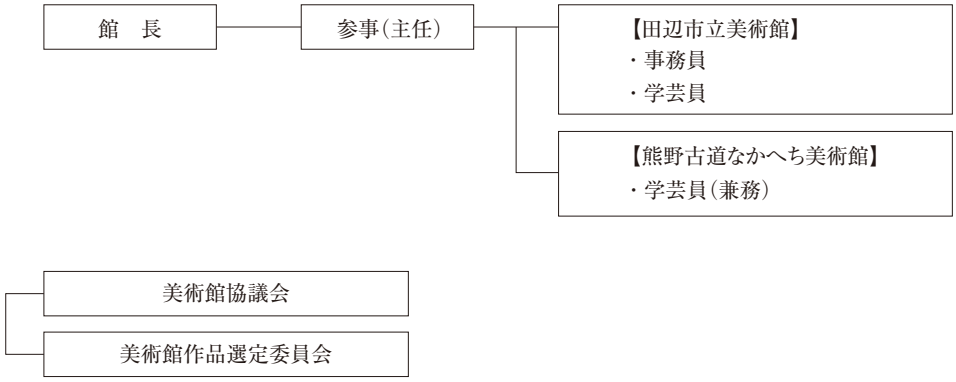

■ 職員名簿

田辺市立美術館

館　長	千品　繁俊
参事（主任）	森田　直樹
学芸員	三谷　　涉
学芸員	知野季里穂
学芸員	糸川　風太（R7.7.21退職）
企画員	大江　　史

■ 田辺市立美術館協議会委員名簿

任期:令和7年8月1日から令和9年7月31日

（五十音順）

井上　芳子	和歌山県立近代美術館 学芸課長
榎本　長治	会社社長、和歌山県立近代美術館協議会 会長
小山雄希智	会社社長、田辺市社会教育委員
佐武利嘉子	田辺市立中芳養中学校 校長
竹中　康彦	和歌山県立博物館 副主査
橋爪　節也	大阪大学名誉教授
浜田　拓志	（独）国立文化財機構文化財防災センター 客員研究員
前　　静	近野平安の郷推進協議会、主任児童委員
前田　かよ	田辺市議会議員
三木　哲夫	兵庫陶芸美術館 名誉館長
脇村富士夫	（公財）脇村奨学会 業務執行理事

■ 田辺市立美術館作品選定委員会委員名簿

任期:令和7年8月1日から令和9年7月31日

（五十音順）

井上　芳子	和歌山県立近代美術館 学芸課長
榎本　長治	会社社長、和歌山県立近代美術館協議会 会長
橋爪　節也	大阪大学名誉教授
三木　哲夫	兵庫陶芸美術館 名誉館長

■歳入

（円）

項目	決算額
田辺市立美術館観覧料	179,400
熊野古道なかへち美術館観覧料	214,400
市立美術館運営基金積立金利子	142,954
運営基金繰入金	2,660,000
物品売払収入	131,335
その他	35,832
計	3,363,921

■歳出

（円）

項目	決算額	内訳	
人件費	42,578,301	職員給料等	42,578,301
展覧会事業	6,532,740	美術品保険料	53,760
		印刷物等作成委託料	1,397,000
		美術品輸送等委託料	4,390,650
		その他	691,330
作品の収集・保存	4,067,968	図書購入費	242,964
		美術品購入費	2,660,000
		保存・修復に要する経費	887,700
		その他	277,304
管理運営	70,980,199	報酬等（会計年度任用職員）	7,712,166
		需用費	11,360,002
		役務費	804,112
		委託料	17,919,361
		改修事業費	31,492,694
		その他	1,691,864
計	124,159,208		124,159,208

■美術館運営基金

（円）

年　　度	（A） 前年度末現在高	（B） 当該年度運用益	（C） 当該年度積立額	（D） 当該年度取崩額 （美術作品購入）	（A）+（B）+（C）−（D） 当該年度末現在高
令和7年度末現在高	50,159,604	142,954	0	2,660,000	47,642,558

田辺市立美術館条例

平成17年5月1日　条例第191号

改正　平成21年３月31日条例第４号
平成22年12月28日条例第32号
平成24年３月30日条例第14号
平成31年３月29日条例第42号
令和４年12月28日条例第31号

（設置）

第１条　本市における美術の振興を図り、教育及び文化の向上に資するため、美術館を設置する。

（名称及び位置）

第２条　美術館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置
田辺市立美術館	田辺市たきない町24番43号
田辺市立美術館分館熊野古道なかへち美術館	田辺市中辺路町近露891番地

（事業）

第３条　田辺市立美術館及び田辺市立美術館分館熊野古道なかへち美術館（以下これらを「美術館」という。）は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）　美術作品その他の美術に関する資料（以下「美術作品等」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。

（２）　美術に関する調査及び研究を行うこと。

（３）　美術に関する展覧会、講演会、講座等を開催すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、美術館の設置の目的を達成するために必要な事業

（観覧料）

第４条　美術館において美術作品等を観覧しようとする者は、次の表に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、18歳未満の者及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校に在学する者については、無料とする。

区　　分	観覧料（1 人 1 回につき）	
	個人	団体（20人以上）
館蔵品展	260円	200円
特別展	その都度市長が定める額	

２　市長は、学術振興上特に必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、前項の観覧料を減免し、又は免除することができる。

３　既に納付された観覧料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（撮影等の許可）

第５条　学術研究等のため、美術館に収蔵されている美術作品等の写真撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

（許可の取消し）

第６条　教育委員会は、撮影等の許可を受けた者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

（損害賠償義務）

第７条　入館者は、故意又は過失により美術館の施設、附属設備又は美術作品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（美術館協議会）

第８条　博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第１項の規定により、美術館に田辺市立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、委員11人以内で組織する。

３　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

４　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　第2項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第9条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

１　この条例は、平成17年5月1日から施行する。

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市立美術館設置及び管理条例（平成7年田辺市条例第18号）又は熊野古道なかへち美術館設置及び管理条例（平成9年中辺路町条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成21年３月31日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年12月28日条例第32号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月30日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成31年3月29日条例第42号）

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附　則（令和4年12月28日条例第31号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

田辺市立美術館条例施行規則

平成17年５月１日　教育委員会規則第25号

改正　　平成22年12月28日教委規則第８号

（趣旨）
第１条　この規則は、田辺市立美術館条例（平成17年田辺市条例第191号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（休館日）
第２条　田辺市立美術館及び田辺市立美術館分館熊野古道なかへち美術館（以下これらを「美術館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会において必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。
（１）　月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合を除く。
（２）　休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。
（３）　12月28日から翌年の１月４日まで
（開館時間）
第３条　美術館の開館時間は、午前10時から午後５時までとする。ただし、入館時間は、午後４時30分までとする。
２　教育委員会において特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。
（名誉館長）
第４条　美術館に名誉館長を置くことができる。
（職員）
第５条　美術館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。
（観覧券）
第６条　教育委員会は、条例第４条第１項の規定により観覧料を納付した者に対し、観覧券を交付するものとする。
（観覧料の減免）
第７条　条例第４条第２項の規定により観覧料の減額又は免除を受けようとする者は、観覧料減額（免除）申請書を教育委員会に提出しなければならない。
２　教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、観覧料の減額又は免除を承認したときは、当該申請者に観覧料減額（免除）承認通知書を交付するものとする。
（観覧料の還付）
第８条　条例第４条第３項ただし書の規定により観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。
２　教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、観覧料の還付を決定したときは、当該申請者に観覧料還付決定通知書を交付するものとする。
（撮影等の許可）
第９条　条例第５条の規定による写真撮影、模写、模造等（以下「撮影等」という。）の許可（次条において「撮影等許可」という。）を受けようとする者は、撮影等許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。
２　教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において、撮影等を許可するときは、当該申請者に撮影等許可書を交付するものとする。
（原状回復）
第10条　撮影等許可を受けた者は、撮影等を終えたとき、又は条例第６条の規定による撮影等許可を取り消されたときは、直ちに撮影等に使用した施設、附属設備又は美術作品その他の美術に関する資料（以下「美術作品等」という。）を原状に回復しなければならない。
２　教育委員会は、撮影等許可を受けた者が前項に規定する義務を履行しないときは、自らこれを執行し、その費用を当該撮影等許可を受けた者から徴収することができる。
（権利の譲渡等の禁止）
第11条　撮影等許可を受けた者は、その権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
（行為の禁止等）
第12条　美術館及びその構内においては、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）　公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をすること。
（２）　騒じょう又は示威にわたる行為をすること。
（３）　正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類、爆発物その他の危険物又は他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑になる動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第２条第１項に規定する身体障害者補助犬を除く。）若しくは物品を携行すること。
（４）　美術館の施設、附属設備又は美術作品等を損傷し、滅失し、又は汚損すること。
（５）　許可なく美術作品等に触れ、又は撮影等をすること。
（６）　許可なく所定の場所以外で火気を使用し、喫煙し、又は飲食すること。
（７）　許可なく所定の場所以外へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
（８）　許可なく物品等の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する行為をし、又は寄附金品等の募集をすること。
（９）　許可なく広告物を掲示し、又は配布すること。
（10）　美術館の用途を阻害し、又は業務の執行を妨げる行為をすること。
２　教育委員会は、前項各号に掲げる行為をし、又はするおそれのある者に対しては、美術館又はその構内への立入りを拒み、又はこれらからの退去を命ずることができる。
（その他）
第13条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成17年５月１日から施行する。
２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の田辺市立美術館管理及び運営規則（平成７年田辺市教育委員会規則第６号）又は熊野古道なかへち美術館管理及び運営規則（平成９年中辺路町教育委員会規則第７号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成22年12月28日教委規則第８号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

田辺市立美術館運営基金条例

平成17年５月１日条例第74号

改正　　平成23年12月28日条例第30号

（設置）

第１条　田辺市立美術館及び田辺市立美術館分館熊野古道なかへち美術館（以下これらを「美術館」という。）の運営に要する資金に充てるため、田辺市立美術館運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、寄附金その他の収入等をもって、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、美術館の運営のための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この条例は、平成17年５月１日から施行する。

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市立美術館運営基金条例（昭和63年田辺市条例第20号 ）の規定により積み立てられた現金は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

附　則（平成23年12月28日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

田辺市立美術館協議会規則

平成17年５月１日教育委員会規則第24号

改正　　平成24年3月30日教委規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、田辺市立美術館条例（平成17年田辺市条例第191号）第８条第６項の規定に基づき、田辺市立美術館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　協議会は、田辺市立美術館及び田辺市立美術館分館熊野古道なかへち美術館（以下これらを「美術館」という。）の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

（会長及び副会長）

第３条　協議会に、会長及び副会長１人を置き、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、田辺市立美術館において処理する。

（その他）

第６条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成17年５月１日から施行する。

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の田辺市立美術館協議会規則（平成７年田辺市教育委員会規則第７号）又は熊野古道なかへち美術館協議会規則（平成９年中辺路町教育委員会規則第６号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成24年３月30日教委規則第１号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

田辺市立美術館作品選定委員会規則

平成17年５月１日教育委員会規則第26号

（設置）

第１条　田辺市立美術館及び田辺市立美術館分館熊野古道なかへち美術館（以下これらを「美術館」という。）に収蔵する美術作品その他の美術に関する資料（以下「美術作品等」という。）を適正かつ円滑に収集するため、田辺市立美術館作品選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、美術館において収集する美術作品等の選定に関する事項を審議し、館長に対して意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内で組織し、美術に関する知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（委員長）

第４条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、田辺市立美術館において処理する。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成17年５月１日から施行する。

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の田辺市立美術館作品選定委員会規則（平成７年田辺市教育委員会規則第８号）又は熊野古道なかへち美術館作品選定委員会規則（平成９年中辺路町教育委員会規則第８号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

田辺市立美術館の観覧料の減免について　　－内規－

田辺市教育委員会

この内規は、田辺市立美術館条例第４条第２項及び田辺市長の権限に属する事務の委任及び執行に関する規則第３条教育委員会に委任する事務の項第11号の規定に基づき、田辺市立美術館及び田辺市立美術館分館熊野古道なかへち美術館の利用者に対する減免について必要な事項を定める。

観覧料の減免対象者、減免額及び減免手続きは、次のとおりとする。

1. 減免対象者
（1） 65歳以上の者
（2） 身体障害者手帳の交付を受けている者
（3） 療育手帳の交付を受けている者
（4） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
（5） 第１種身体障害者（身体障害者手帳に第１種の記載のある者）、療育手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者については、その介護者１人
（6） 小、中学校の授業及び学習活動の一環時における教師
（7） その他特別な理由があると認める者

2. 減免額
（1） 前項第１号から第４号までに定める者については、条例で定める観覧料の２分の１の額とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額を減額する。
（2） 前項第５号及び第６号に定める者については、条例で定める観覧料の全額とする。
（3） 前項第７号に定める者については、その都度定める。
（4） 減免対象者については、条例で定める観覧料の団体割引は適用しない。

3. 減免手続
（1） 高齢者は減免申請時に年齢を確認できるものを、障害者等は減免申請時に交付されている手帳等を田辺市立美術館の長（以下「美術館長」という。）に提示し、適当と認めたときは、観覧料を減免するとともに、観覧券に減免適用と明記する。
（2） 教師については、その学校長又は教育委員会（本市にあっては、学校教育課長）が、その他特別な理由があるものは、その代表者が、減免申請書を美術館長に提出し、適当と認めたときは、減免通知書を当該申請者に交付するものとする。

附　則（制定）
この内規は、平成８年11月１日から施行する。
附　則（一部改正）
この内規は、平成８年12月20日から施行する。
附　則（一部改正）
この内規は、平成10年４月１日から施行する。
附　則（一部改正）
この内規は、平成17年５月１日から施行する。
附　則（一部改正）
この内規は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（一部改正）
この内規は、令和元年5月1日から施行する。

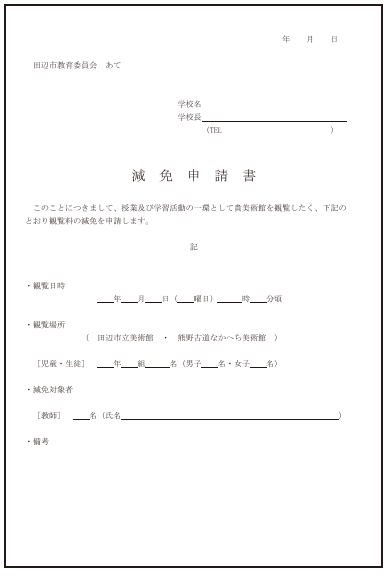

年　月　日

田辺市教育委員会　あて

学校名
学校長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（TEL　　）

減　免　申　請　書

このことにつきまして、授業及び学習活動の一環として貴美術館を観覧したく、下記のとおり観覧料の減免を申請します。

記

・観覧日時
＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿曜日）＿＿＿時＿＿分頃

・観覧場所
（　田辺市立美術館　・　熊野古道なかへち美術館　）

［児童・生徒］　＿＿年＿＿組＿＿＿名（男子＿＿名・女子＿＿名）

・減免対象者

［教師］　＿＿名（氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・備考

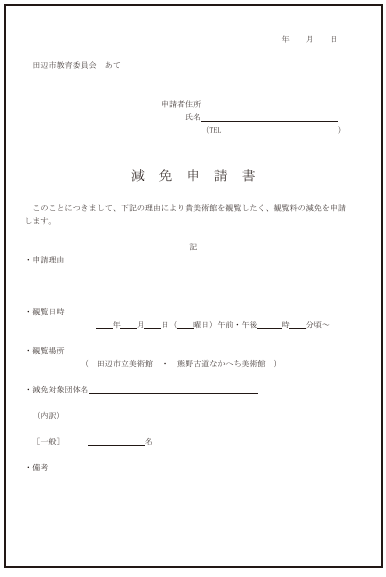

年　月　日

田辺市教育委員会　あて

申請者住所
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（TEL　　）

減　免　申　請　書

このことにつきまして、下記の理由により貴美術館を観覧したく、観覧料の減免を申請します。

記

・申請理由

・観覧日時
＿＿年＿＿月＿＿日（＿＿曜日）午前・午後＿＿＿時＿＿分頃～

・観覧場所
（　田辺市立美術館　・　熊野古道なかへち美術館　）

・減免対象団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（内訳）

［一般］　＿＿＿＿＿名

・備考

田辺市立美術館美術作品等取扱要綱

田辺市教育委員会

（趣旨）
第1条　この要綱は、田辺市立美術館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第25号）第13条の規定に基づき、田辺市立美術館及び田辺市立美術館分館熊野古道なかへち美術館（以下これらを「美術館」という。）における美術作品その他の資料（以下「美術作品等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
（寄託）
第2条　所有者は、美術作品等を寄託しようとするときは、別記様式第1号による寄託申込書・寄託承諾書を提出し、教育長の承認を受けなければならない。
2　美術館は、美術作品等の保管の寄託の申し入れがあったときは、この要綱の定めるところにより、これを無償で受託するものとする。ただし、教育長が特にその必要があると認めた場合は、この限りではない。
（返還）
第3条　寄託品の返還を受けようとする者は、原則として返還を受けようとする日の1か月前に別記様式第2号による返還請求書を教育長に提出しなければならない。
2　寄託品は、寄託申込書・寄託承諾書と引換えに、これを所有者に返還するものとする。
3　避けられない事故により寄託品が、汚損し、破損し、又は滅失した場合は、市はその賠償の責を負わない。
4　寄託品の返還を受けようとする者が、所有者の代理人であるときは、寄託申込書・寄託承諾書に委任状その他代理人であることを証する書類を、添付しなければならない。
（寄託期間及び期間の更新）
第4条　寄託期間は、3年とする。ただし、教育長が必要と認めたときは、所有者の承諾を得てこの期間を短縮又は更新することができる。寄託期間を経過後、寄託者から返還の請求がない場合は、寄託期間の更新をしたものとみなす。
2　寄託期間の更新をするときは、寄託申込書・寄託承諾書の書き換えを行うものとする。
（所有者の変更等）
第5条　売買、相続等により寄託品の所有者に変更があったとき、又は所有者の氏名、名称若しくは住所等に変更があったときは、その所有者（所有者変更の場合は、新所有者）は、所有権の移転、その他氏名、名称等の変更を証する書類を、寄託申込書・寄託承諾書に添付し、教育長に届け出て、寄託申込書・寄託承諾書の書換えを受けなければならない。
（寄託申込書・寄託承諾書の再交付）
第6条　所有者は、寄託申込書・寄託承諾書を破損し、又は亡失したときは、教育長にこれを証明するにたる書類（破損の場合は、その寄託申込書・寄託承諾書）を提出し、速やかに、再交付を受けなければならない。
（作品輸送経費の負担）
第7条　所有者は、寄託品の搬入又は返還を要する荷造り及び運搬の経費を負担しなければならない。ただし、教育長が特にその必要がないと認めた場合は、この限りではない。
（寄贈）
第8条　所有者は、美術作品等を寄贈しようとするときは、別記様式第3号による寄贈申込書を教育長に提出しなければならない。
（美術作品等の一時預かり等）
第9条　田辺市立美術館長（以下「館長」という。）は、受入れの適否を決定するため、美術作品等の一時預かりをし、又は写真その他の資料の提供を求めることができる。
（受託及び受贈の決定）
第10条　教育長は、寄託及び寄贈の申し込みがあったときは、館長が田辺市立美術館作品選定委員会に諮問した後、受入れの適否を当該申込者に通知する。
（貸出し）
第11条　館長は、美術館が所蔵する美術作品等を公私立美術館及び博物館又はこれに準ずる者（以下「美術館等」という。）に貸出しをすることができる。
（貸出しの申請）
第12条　美術作品等の貸出しを受けようとする美術館等は、美術作品名、借用の目的、借用期間、保存方法等を記載した借用申請書を教育長に提出しなければならない。
（貸出しの許可）
第13条　館長は、前条の申請があった場合に、貸出しが適当と認めるときは、出品承諾書又は館外貸出許可書を申請者に交付し、これを許可することができる。
2　前項の貸出期間は、2か月を越えることができない。ただし、館長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
（貸出しの条件）
第14条　美術作品等の貸出しをする場合の条件は、次に定めるとおりとする。
・貸出しをした美術作品等の貸出期間中の保管は、貸出しを受けた者の責任とする。
・貸出しに伴うすべての経費は、貸出しを受けた者の負担とする。
・貸出期間中に貸出しをした美術作品等が破損し、又は亡失したときは、貸出しを受けた者が賠償の責を負うものとする。
・前各号に掲げるもののほか、館長は、必要があると認める条件を付することができる。
（借用書の提出）
第15条　貸出しの許可を受けた者は、貸出しを受けるとき、館長に借用書を提出しなければならない。
（借入れ）
第16条　館長は、美術館が主催する展覧会に展示するため、所有者の承諾を得て、美術作品等を借り入れることができる。

（借入条件）
第17条　美術作品等を借り入れる場合の条件は、原則として、次に定めるとおりとする。
・借り入れた美術作品等の借入期間中の保管の責任を有する。
・借入期間中に、借り入れた美術作品等を破損し、又は亡失したときは、賠償の責を負うものとする。
・借り入れに伴うすべての経費を負担する。
・所有者の承諾を得なければ、借り入れた美術作品等の所有者名等については、公表しないものとする。
・美術館で発行する展覧会目録に掲載し、若しくは同館に記録として保管するため、又は報道機関に対して資料を提供する場合を除き、所有者の承諾を得ないで写真の撮影及び複写等を行わないものとする。
（借用書の発行）
第18条　館長は、美術作品等を借り入れたときは、所有者に借用証を発行するとともに、借用証原符に必要な事項を記入するものとする。ただし、所有者が借用証を別に定めるときは、その様式によるものとする。
（美術作品等の返還）
第19条　館長は、借り入れた美術作品等を返還する場合は、借用証と引換えに所有者に美術作品等を返還する。
（委任）
第20条　この要綱に定めるもののほか、美術作品等の取扱いに関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則（制定）
この要綱は、平成7年8月1日から施行する。
附　則（一部改正）
この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

別記様式第1号

年　月　日

田辺市教育委員会教育長　殿

寄託者　住所

氏名　印

美術作品等の寄託申込書

わたくし所有の下記の作品に関して、田辺市立美術館へ寄託を申し入れます。

記

種別			
作者名			
作品名			
制作年月日			
付属品			
作品の所在地		寄託年月日	年　月　日
寄託期間	年　月　日から　年　月　日まで		
作品の損傷等			
その他	1 寄託期間経過後、私から返還請求をしない場合は、この期間の更新に同意したものとします。 2 寄託した美術作品等が、寄託期間中、災害その他の不可抗力により、紛失、汚損した場合には、これに係わる損害賠償の請求はしません。 3 展示、保存または、調査研究に資するため、上記美術作品等の模造、模写または撮影して、これを公刊または発売することを承認します。		

＊

寄託承諾書

上記寄託申込みを受諾しました。

年　月　日

田辺市教育委員会
教育長

注　1　別記様式第１号は，寄託の申込みの場合に使用する。
　　2　この書類を２部作成する。（＊印欄は、記入しないこと。）

別記様式第2号

年　月　日

田辺市教育委員会教育長　殿

申込者　住所

氏名　印

返還請求書

作品名

付属品

寄託期間　年　月　日　から

年　月　日　まで

上記の作品返還を田辺市立美術館美術作品等取扱要綱により、請求します。

＊

返還承諾書

上記返還申込みを承諾しました。

年　月　日

田辺市教育委員会
教育長

注　1　別記様式第３号は、返還申込みの場合に使用する。
　　2　この書類を２部作成する。（＊印欄は、記入しないこと。）

別記様式第3号

年　月　日

田辺市教育委員会教育長　殿

寄贈者　住所

氏名　印

美術作品等の寄贈申込書

わたくし所有の下記の作品に関して、田辺市立美術館へ寄贈を申し入れます。

記

種別			
作者名			
作品名			
材質・形状			
制作年			
付属品			
作品の所在地		寄贈年月日	年　月　日
寄贈の理由			
作品の由来			

＊

寄贈承諾書

上記寄贈申込みを受諾しました。

年　月　日

田辺市教育委員会
教育長

注　1　別記様式第４号は，美術作品等の寄贈の申込みの場合に使用する。
　　2　この書類を２部作成する。（＊印欄は、記入しないこと。）

6

施設･設備の概要

（１）田辺市立美術館

（２）熊野古道なかへち美術館

■建築概要

所在地　和歌山県田辺市たきない町3571番地の6
敷地面積　5339.76㎡
設計･管理　株式会社坂倉建築研究所　大阪事務所
施工　東急建設株式会社　和歌山営業所

■建物概要

主要用途　美術館
構造規模　「鉄骨造（耐火建築物）」1階建（一部ピロティー）
建築面積　1668.33㎡
延床面積　1580.93㎡
仕上　外壁　磁器モザイクタイル張り
横木下地羽目板張り「ジャラ」「イエローバラウ」
屋根　金属板葺き「表面処理亜鉛合金板」

■設備概要

電気設備	受変電設備	高圧　三相3線式6KV　60Hz
		低圧　三相3線式200V　単相3線式200／100V
		変圧器総容量　300KVA
	自家発電設備	ディーゼル機関6気筒　ラジエータ冷却方式　130PS
		電圧：220V　出力：90KVA
空調設備	熱源設備	空冷年間冷却チラー
		空冷ヒートポンプチラー
		再熱用温水ボイラー
衛生設備	給水設備	受水槽　4.4㎥　タンクレス給水方式
	排水設備	公園内下水管直接放流（総合公園浄化槽へ）
		屋内：汚水・雑排水分流方式
		屋外：合流方式・雨は単独
消火設備	消火器・屋内消火栓・ハロゲン化物消火設備	
防災設備	自動火災報知機設備・誘導灯・非常放送設備	
防犯設備	電気錠・手動錠・ITV監視装置（監視カメラ15台）・防犯センサー	

■美術館施設概要　【展示・保存環境】

	場所	面積（㎡）	床材	天井高（mm）
展示部門	展示室1	85.050	スレート貼り	5,573
	展示室2	85.050	スレート貼り	5,573
	展示室3	85.050	チーク単層フローリング	6,252
	展示室4	85.050	チーク単層フローリング	6,252
	展示室5	85.050	チーク単層フローリング	6,252
収蔵部門	収蔵庫1（2層式）	83.187	ナラ複合フローリング	4,500
	収蔵庫2	83.106	ナラ複合フローリング	4,500
	収蔵庫前室	48.011	単層フローリングボード	3,000
	作業室	13.110	単層フローリングボード	3,000
	荷解室	79.091	単層フローリングボード	3,500
	搬入出口		溶剤型エポキシ塗床ノンスリップ型	4,000
展示照明	ハロゲンライト・蛍光灯・LED照明器（すべて紫外線防止・高演色・無階段調光可能）			
空調	定風量単一ダクト空調方式（4管式恒温恒湿）			
	収蔵庫設定温度		通年22℃±1℃	
	収蔵庫設定湿度		通年55%±5%	
	展示室設定温度		通年22℃±1℃	
	展示室設定湿度		通年55%±5%	

■田辺市立美術館　改修工事概要

令和７年６月～

工事名	内　　容	施工箇所	施工業者	施工期間
田辺市立美術館 機械設備改修工事	設備棟内における空調設備、換気設備、衛生設備等の改修 美術館棟内におけるホール系統空調改修	設備棟 美術館棟	株式会社 武井工業所	令和7年7月8日～
田辺市立美術館 電気設備改修工事	高圧電気の新規引込 キュービクル、非常用発電機等の改修 空調設備改修に伴う電気設備の改修	設備棟 美術館棟	株式会社 第一テック	令和7年6月17日～
田辺市立美術館 設備改修に伴う 建築工事	設備機器改修に伴う鉄骨基礎、床材等の改修 設備機器搬出入に伴う設備棟外壁材の一部改修 設備棟スチールドア改修2箇所 美術館棟内におけるホール系統空調改修工事に伴う 男子トイレの内装撤去復旧	設備棟 美術館棟	株式会社 大峯組	令和7年6月3日～
田辺市立美術館 LED照明器具 改修工事	照明器具のLED化	展示室1･2展示ケース内 収蔵庫 収蔵庫前室 荷解室	有限会社 ヤマモト電器	令和7年11月20日～ 令和8年3月6日
田辺市立美術館 内外装修繕工事	建具枠塗装、玄関ガラス･サッシ廻りシーリング改修 展示室、ギャラリー他壁補修塗装 エントランス屋根軒裏塗装 屋根一部の高強度ウレタン塗膜防水	美術館棟	廣好	令和8年1月22日～ 3月30日

■ 平面図

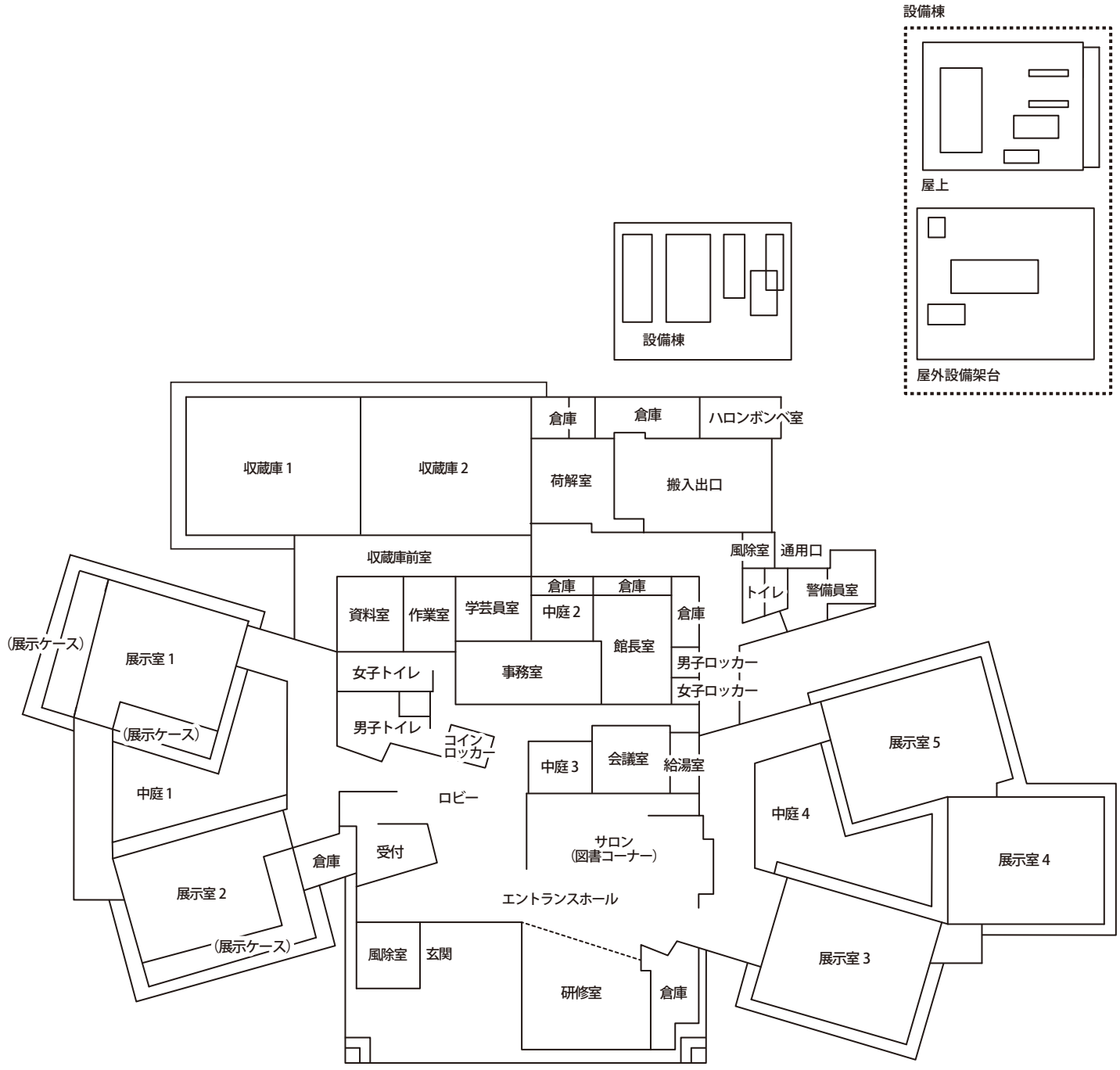
設備棟
屋上
屋外設備架台
設備棟
収蔵庫 1
収蔵庫 2
倉庫
倉庫
ハロンボンベ室
荷解室
搬入出口
収蔵庫前室
風除室
通用口
トイレ
警備員室
資料室
作業室
学芸員室
倉庫
倉庫
中庭 2
倉庫
館長室
男子ロッカー
女子ロッカー
事務室
女子トイレ
男子トイレ
コインロッカー
(展示ケース)
展示室 1
(展示ケース)
中庭 1
中庭 3
会議室
給湯室
ロビー
展示室 5
中庭 4
展示室 4
倉庫
受付
サロン
(図書コーナー)
展示室 2
エントランスホール
(展示ケース)
風除室
玄関
研修室
倉庫
展示室 3

■ 平面図（作品搬入経路）

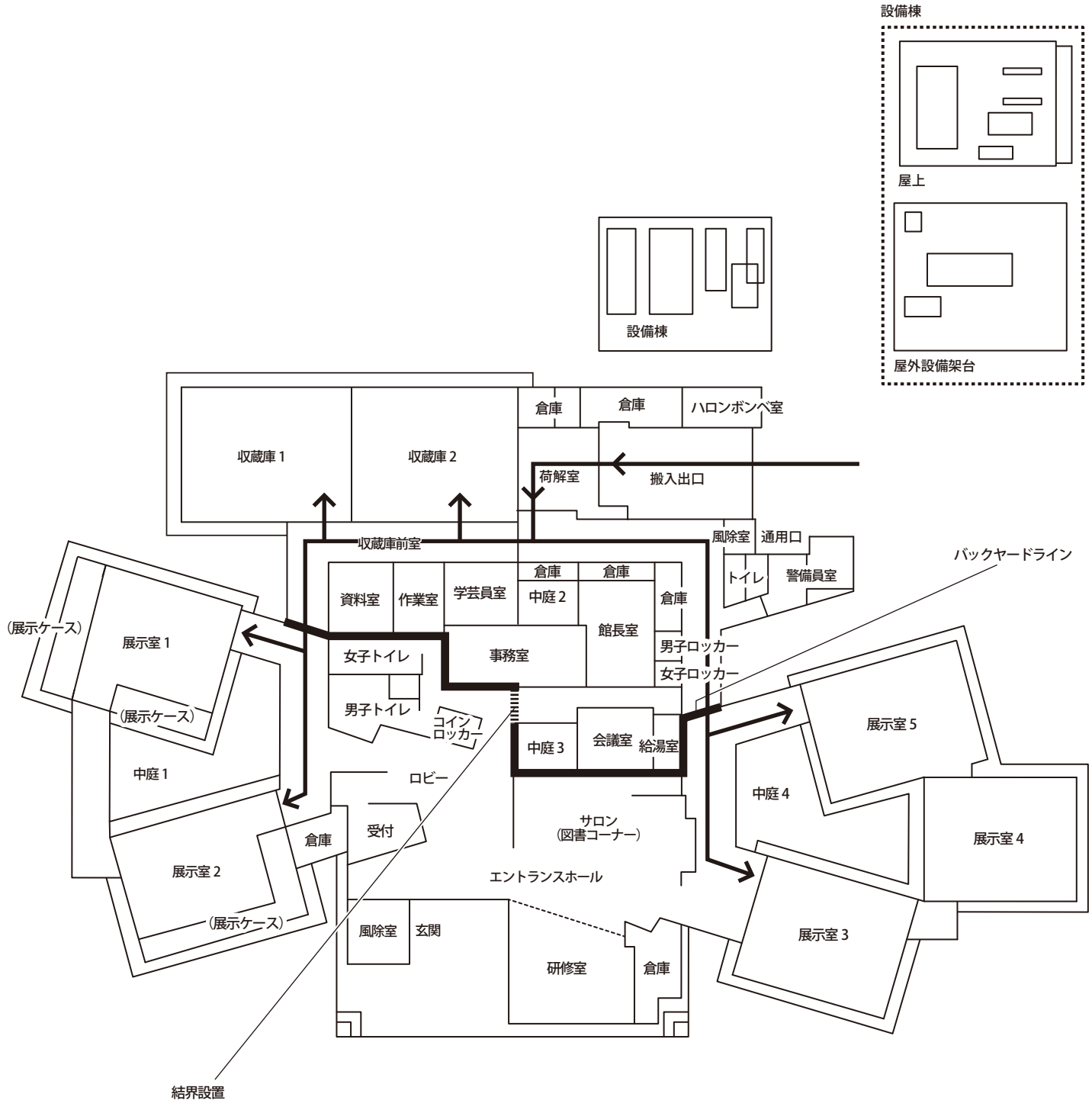
設備棟
屋上
屋外設備架台
設備棟
収蔵庫 1
収蔵庫 2
倉庫
倉庫
ハロンボンベ室
荷解室
搬入出口
収蔵庫前室
風除室
通用口
トイレ
警備員室
バックヤードライン
資料室
作業室
学芸員室
倉庫
倉庫
中庭 2
倉庫
館長室
男子ロッカー
女子ロッカー
（展示ケース）
展示室 1
女子トイレ
事務室
男子トイレ
コインロッカー
（展示ケース）
中庭 3
会議室
給湯室
展示室 5
中庭 1
ロビー
中庭 4
倉庫
受付
サロン
（図書コーナー）
展示室 4
展示室 2
エントランスホール
（展示ケース）
風除室
玄関
研修室
倉庫
展示室 3
結界設置

■ 平面図（防火・消火設備）

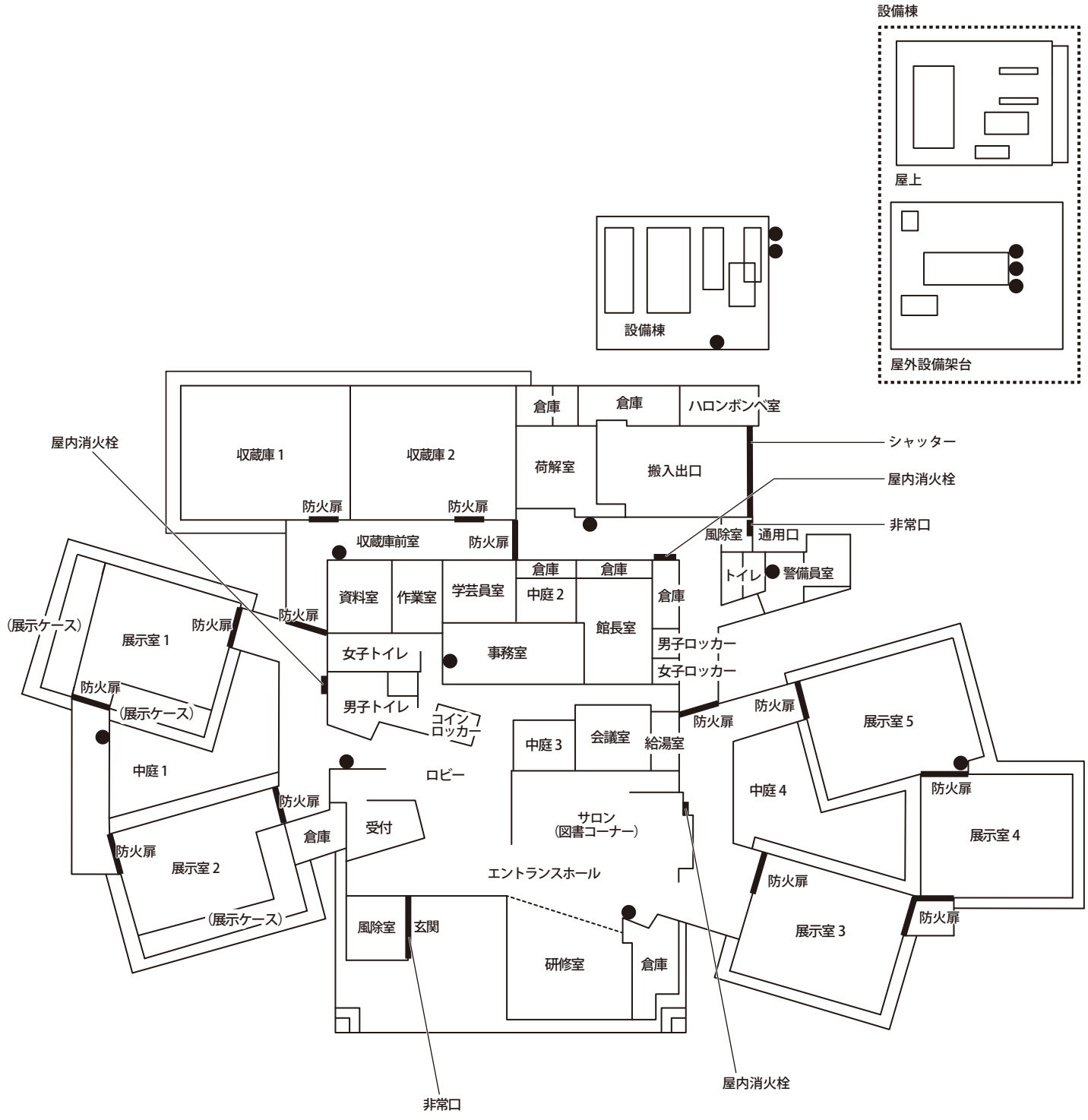

● ── 消火器（ABC粉末）
設備棟・警備員室以外すべて壁内に設置

展示室・収蔵庫ーハロゲン化物消火設備

■建築概要

所在地	和歌山県田辺市中辺路町近露891番地	
敷地面積	4567.48㎡	
設計	建築・監理	妹島和世+西沢立衛／妹島和世建築設計事務所
	構造	O.R.S事務所
	設備	イーエスアソシエイツ
	電気	日永設計
	総合監修	中辺路町
	総合プロデュース	博報堂関西支社
施工	建築・空調・衛生	佐藤工業大阪支店
	電気	朝日電工

■建物概要

主要用途	美術館	
構造規模	鉄筋コンクリート造、1階建	
杭・基礎	布基礎　独立フーチング基礎	
建築面積	738.24㎡	
延床面積	738.24㎡	
仕上	屋根	硬質木片セメント板
		アスファルトルーフィング
		フッ素樹脂塗装ステンレス鋼板
	外壁	カラー鋼板
		黒塗装
	開口部	ガラススタビライザー工法
		リブガラス：フロートガラス
		フェイスガラス：フロートガラス
		ガラス内側に透明飛散防止フィルム貼
	外構	黒砕石舗装・ケヤキ

■設備概要

電気設備	受電方式	高圧受電　3⌀3W6,600V
		屋外省スペースキュービクル
	設備容量	150KVA
	契約電力	105KW
空調設備	空調方式	ヒートポンプパッケージ方式
	熱源設備	空気熱源ヒートポンプ
衛生設備	給水設備	上水道直結方式
	給湯設備	個別電気温水器方式
	排水設備	自然流下にて合併処理
消火設備	消火器・排煙設備	
防災設備	自動火災報知設備・誘導灯	
防犯設備	監視カメラ（360°カメラ1台）	

■設備概要〔展示・保存環境〕

	場所	面積（㎡）	床材	天井高（㎜）
展示部門	展示室	240.64	モルタル	3,420
			ホモジニアスビニルタイル	
保管部門	保管庫	48.56	ブナフローリング	3,420
展示照明	LED照明器（すべて紫外線防止・高演色・無段階調光可能）			
空調	ヒートポンプパッケージ方式			
	展示室設定温度		通年22℃±1℃	
	展示室設定湿度		通年55%±5%	

■ 平面図

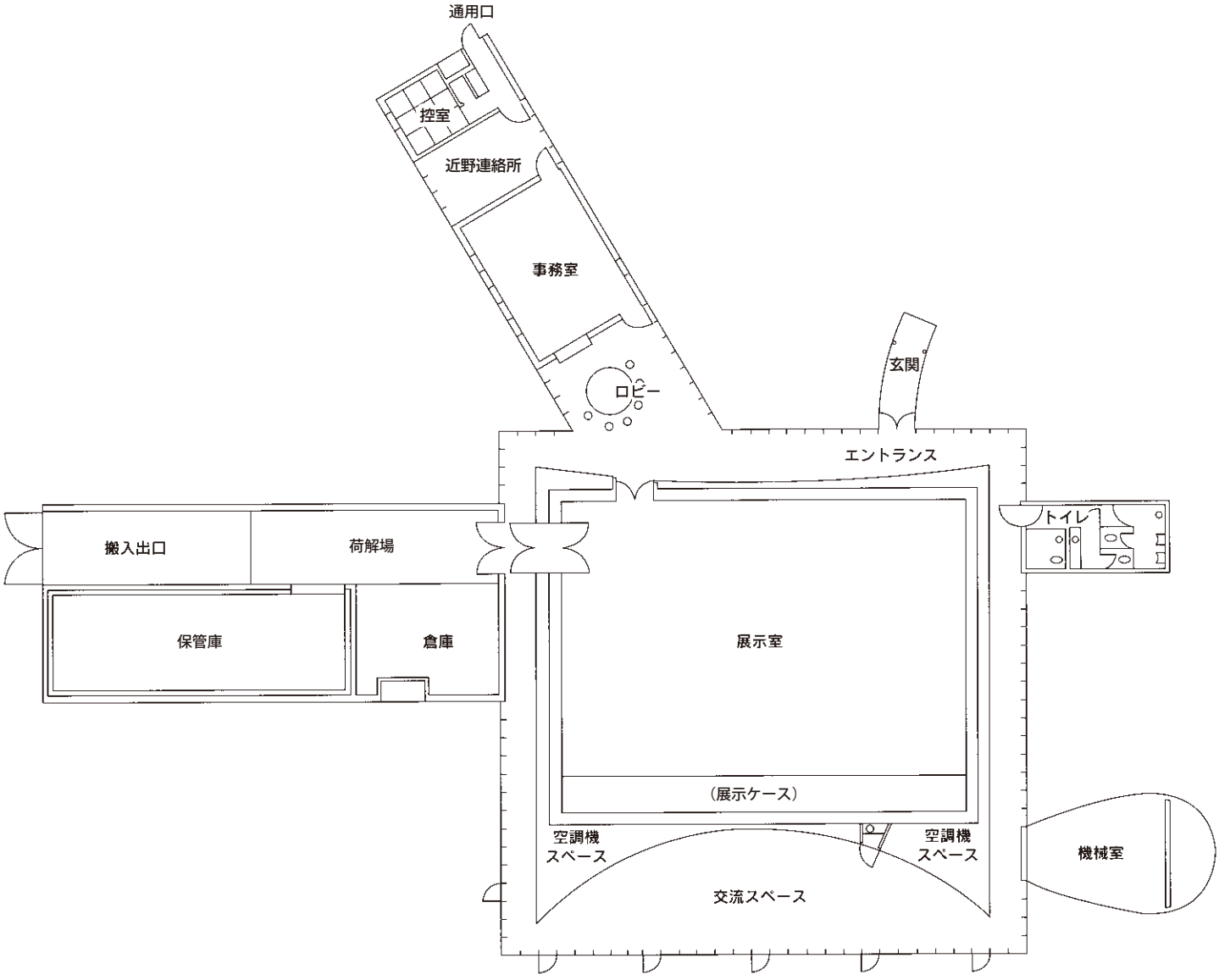
通用口
控室
近野連絡所
事務室
ロビー
玄関
エントランス
トイレ
搬入出口
荷解場
保管庫
倉庫
展示室
（展示ケース）
空調機
スペース
空調機
スペース
交流スペース
機械室



挿図20　スケッチ帖⑤－1

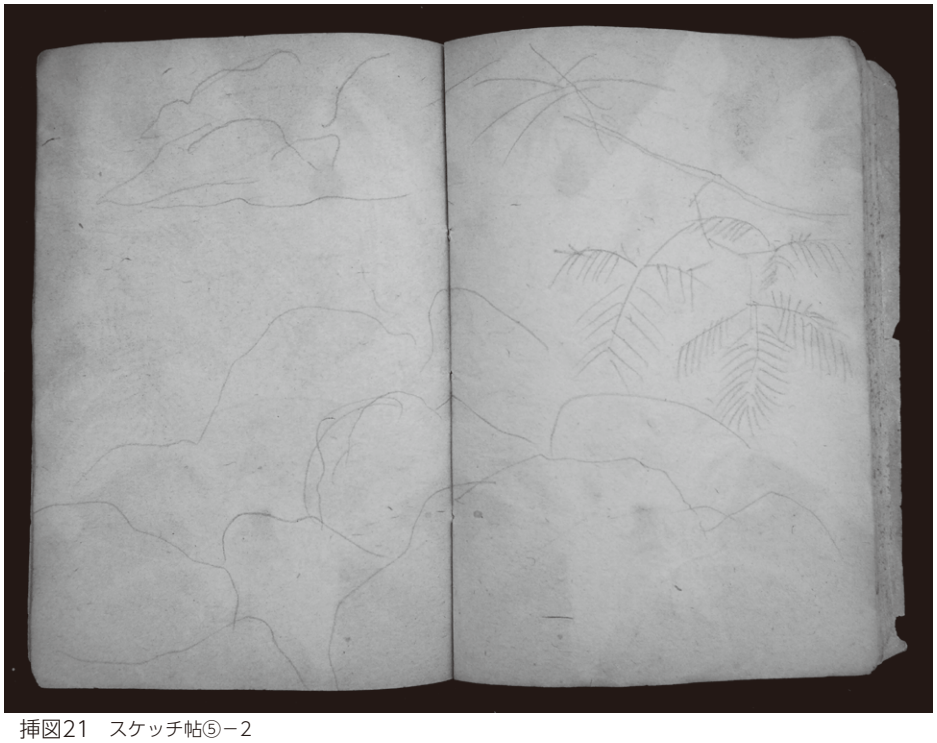

挿図21　スケッチ帖⑤－2

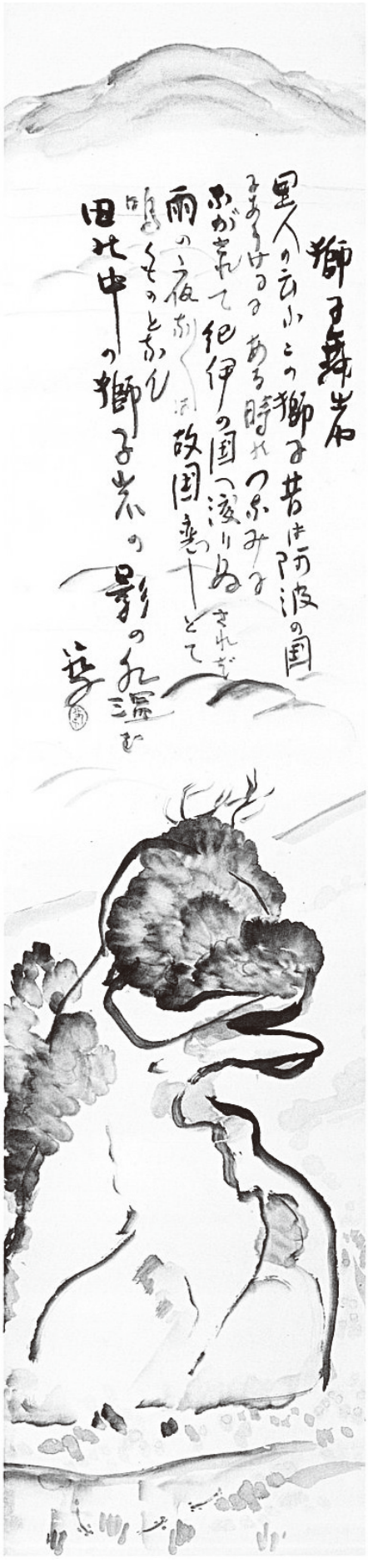

挿図19《獅子舞岩》

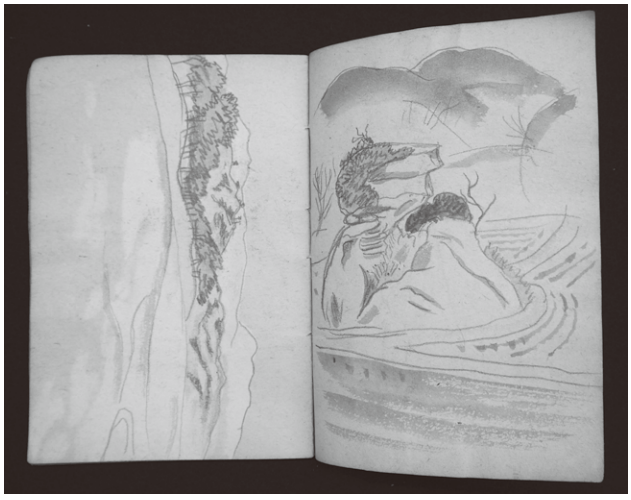

挿図15　スケッチ帖①−6

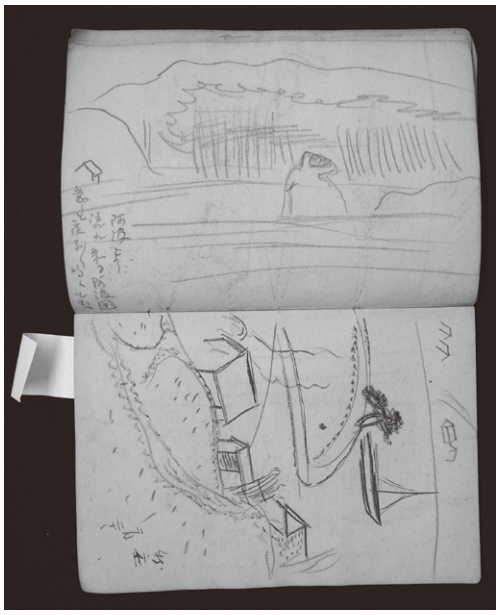

挿図14　スケッチ帖①−5



挿図16　スケッチ帖④−4



挿図18　スケッチ帖④−6



挿図17　スケッチ帖④−5

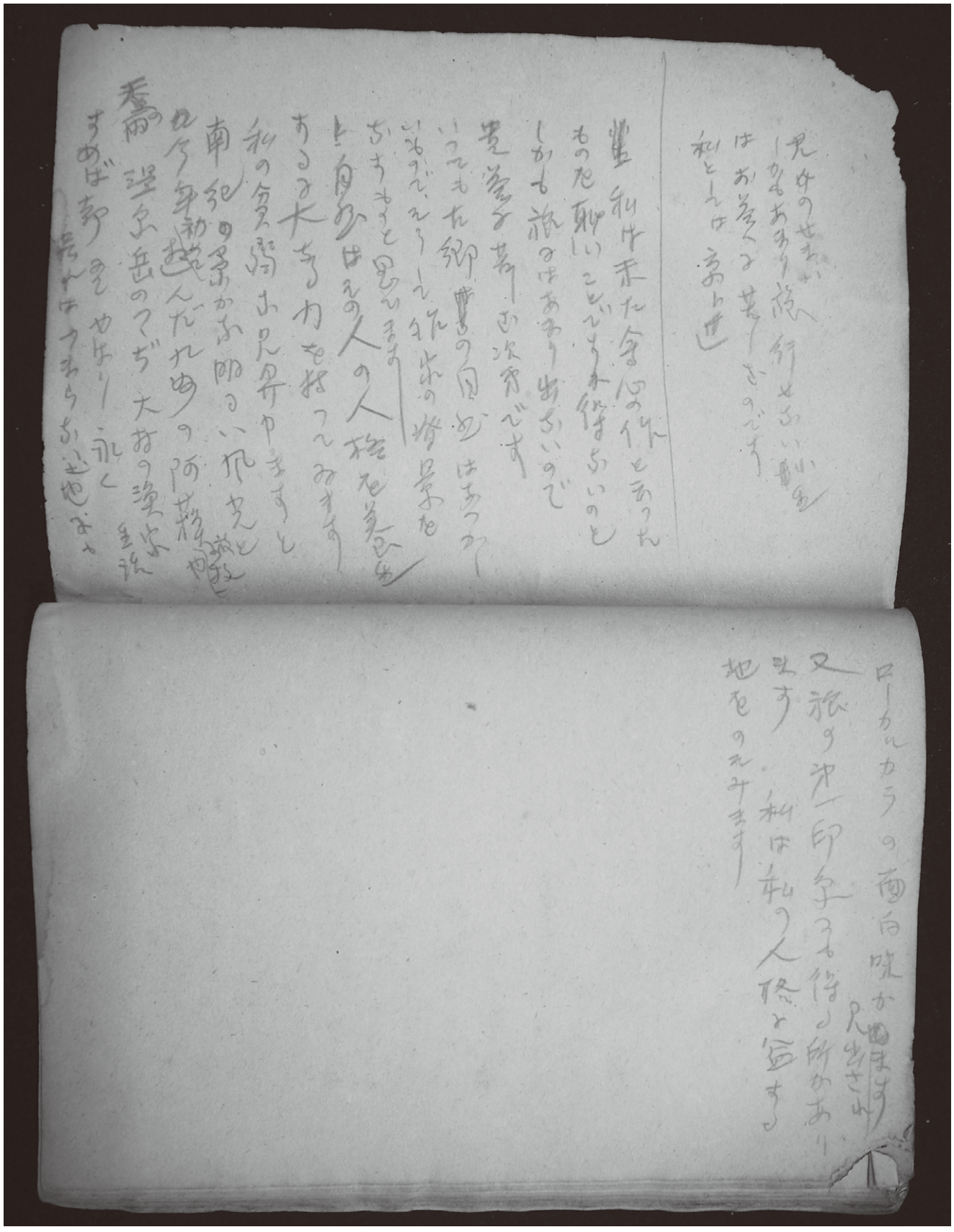

挿図13　スケッチ帖④－3



挿図10　スケッチ帖③－2



挿図9　スケッチ帖③－1

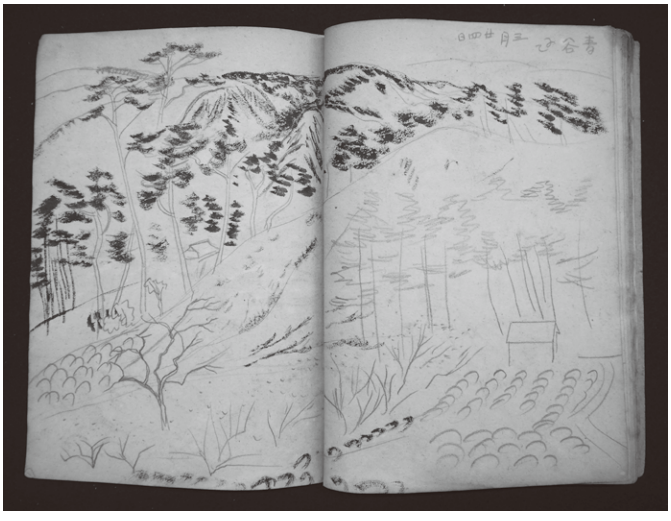

挿図12　スケッチ帖④－2



挿図11　スケッチ帖④－1

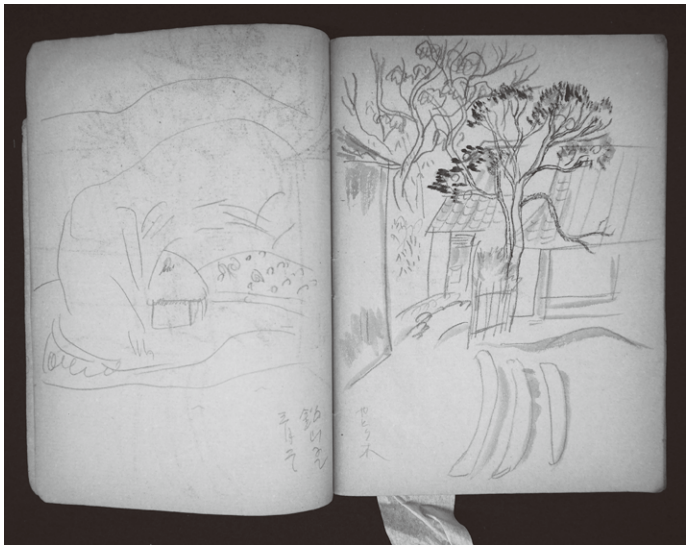

挿図6　スケッチ帖②－2



挿図5　スケッチ帖②－1

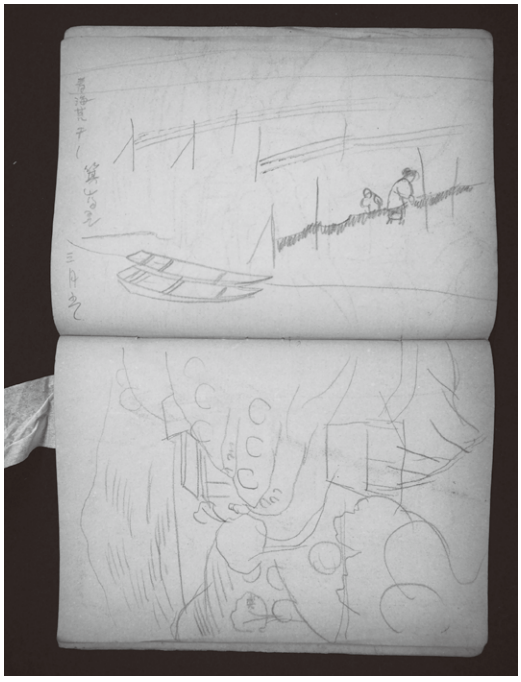

挿図8　スケッチ帖②－4



挿図7　スケッチ帖②－3

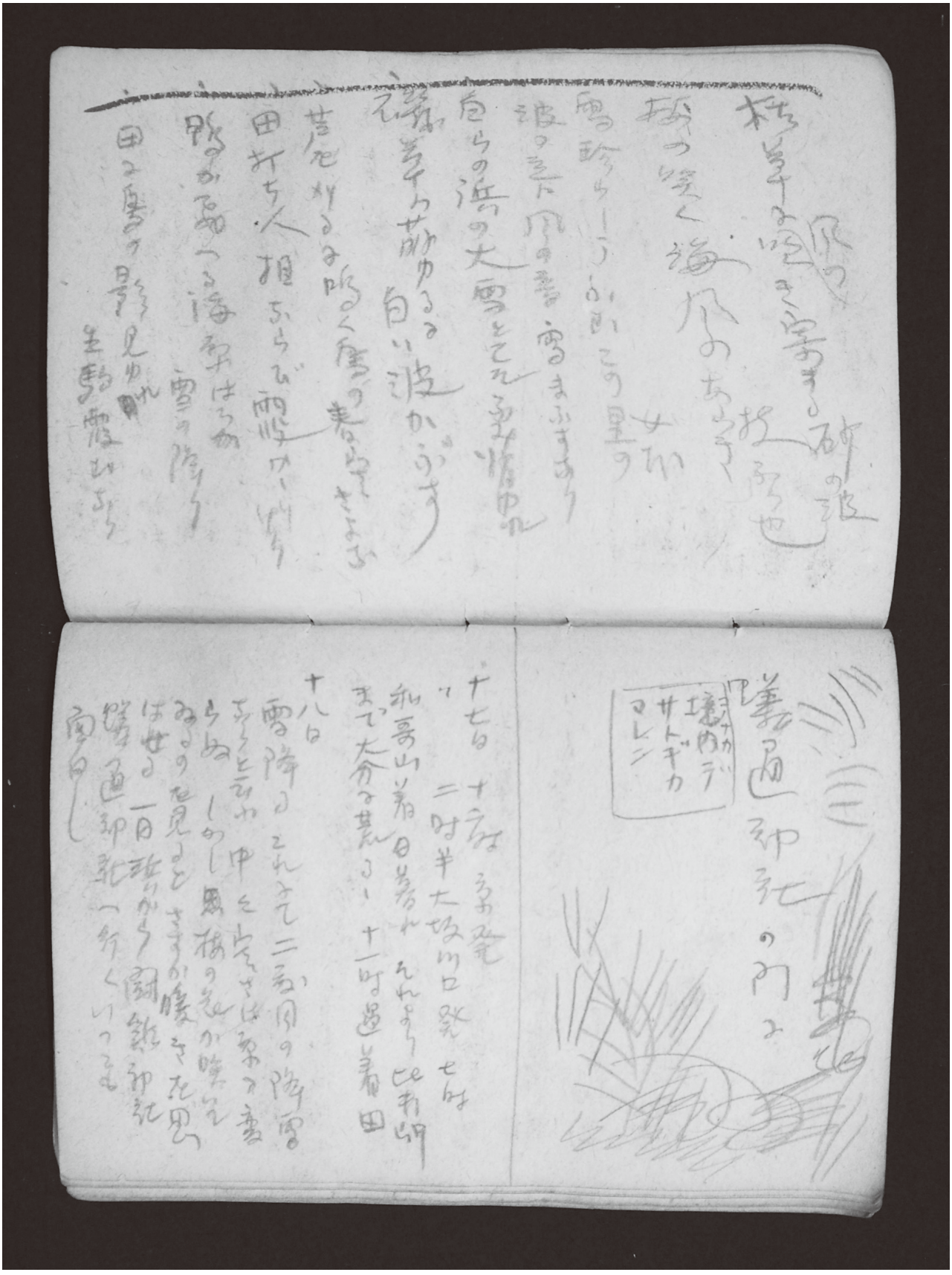

挿図4　スケッチ帖①－4

6　丹尾安典編「山口八九子年譜」、丹尾安典「不死鳥宛八九子書翰」『山口八九子の画境Ⅲ』（早稲田大学會津八一記念博物館、二〇一六年）を参考にした。ただし、「阿蘇山」への旅行については確認できなかった。

※　写真の掲載と図版の転載についてご許可いただいた早稲田大学會津八一記念博物館に感謝申し上げます。挿図19は図録『山口八九子の画境Ⅲ』（早稲田大学會津八一記念博物館、二〇一六年刊、一四頁）からの転載、それ以外はすべて筆者が撮影したものです。

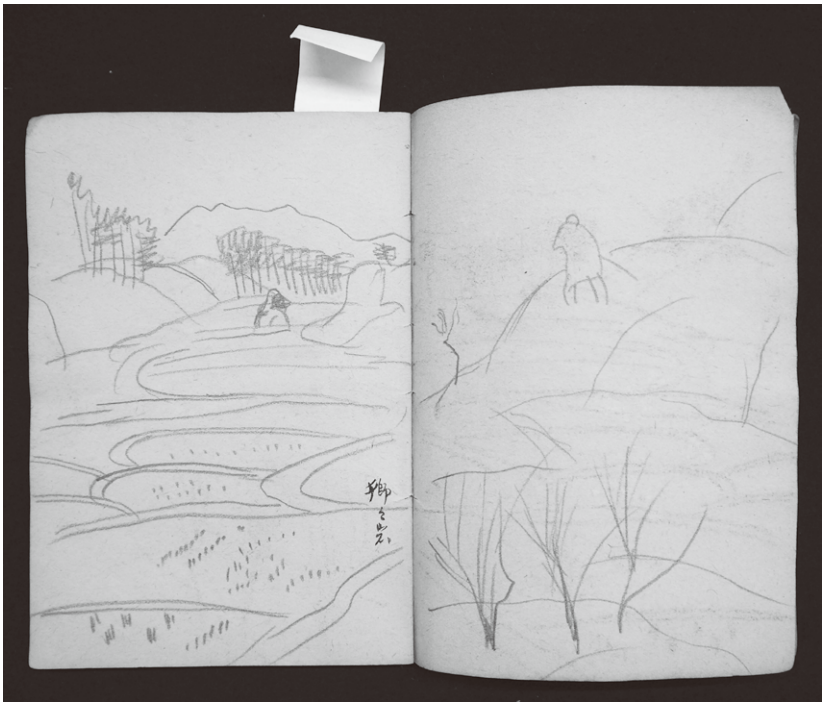

挿図1　スケッチ帖①－1

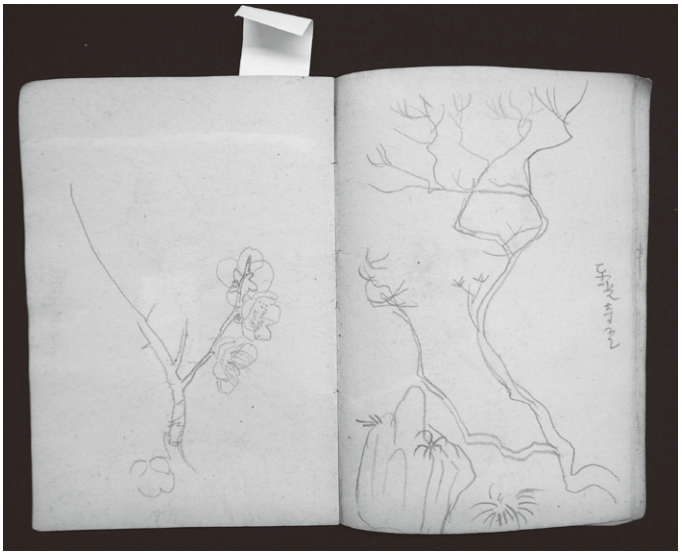

挿図3　スケッチ帖①－3



挿図2　スケッチ帖①－2

この一九二(大正一〇)年の田辺滞在期を含むスケッチ帖(以下本稿ではスケッチ帖⑤と表記する)には、《浜木綿》のもととなった神島、畠島でのスケッチが残されていた。一方で、同滞在中には田辺の盆の行事の見学や三段壁への訪問も確認できるものの、それらを描いたスケッチは、スケッチ帖⑤内にも、また現在確認できている他のスケッチ帖にも見出されない。したがって、一九二(大正一〇)年の田辺滞在の全体像についてはなお不明な点を残すが、少なくとも《浜木綿》制作の基礎となった神島、畠島での取材の一端は、スケッチ帖⑤によって具体的に確認することができる。

スケッチ帖⑤における神島、畠島でのスケッチのうち、《浜木綿》は、岩肌の斜面に浜木綿が生えたスケッチ(挿図20)をベースに、画面右上のネムの木と左上の海、その奥の陸を配置したスケッチ(挿図21)とを再構成したものであることが分かる。その際、スケッチでは一輪であった浜木綿の花が二輪となって、より目を惹く姿となっており、海岸でよく咲くハマゴウや、暖かな地に生息するユウスゲが新たに加えられている。八九子が浜木綿を主役として、南国的な雰囲気を全面に出して表現していることがよく分かる。

つまり《浜木綿》は、現地で見た景観をそのまま写したものではなく、現地での丹念な写生に基づく複数のスケッチをもとに、一つの画面へと再構成した作品であったと考えられる。この再構成には、八九子が紀南地方の自然から受け取った「柔かな明るい風光」の印象を、浜木綿を中心とする画面に完成させようとする意識がうかがえる。

おわりに

本稿では、早稲田大学會津八一記念博物館所蔵の山口八九子のスケッチ帖の管見調査に基づいて、一九一八(大正七)年および一九二(大正一〇)年の二度の田辺滞在について考察した。一九一八(大正七)年の田辺滞在は、前稿で述べた二月二三日、二四日頃からではなく、二月一七日に始まっていたことが考えられ、田辺、新庄、白浜をはじめ、帰京途中の紀北地方に至るまで各地を巡り、その風光を丹念にスケッチへ留めていたことが確認できた。

また、スケッチ帖に残されたメモからは、八九子が「自然はその人の人格を養生するに大なる力を持って」いると考えていたことがうかがえる。そこに「南紀の柔かな明るい風光」が挙げられていることは、田辺を含む紀南地方の自然が、八九子にとって単なる旅先の一景にとどまらず、作家としての感性を刺激する重要な地であったことを示している。

一九二(大正一〇)年の田辺滞在時のスケッチ帖からは、《浜木綿》が神島、畠島での複数のスケッチをもとに再構成された作品であることが確認できた。岩山の浜木綿を中心に、ネムの木や海景、周囲の植物を組み合わせることで、八九子は紀南地方の明るく柔らかな自然の印象を二つの画面に凝縮している。

以上のことから、《浜木綿》は八九子の田辺滞在における取材の成果であると同時に、地方の自然を自己の制作へと結びつけようとする八九子の姿勢から生まれた、その芸術観の結実した作品としても重要なものであると位置づけることができる。

註

1 「浜木綿のモチーフと山口八九子の田辺滞在について」『田辺市立美術館年報十七号・紀要二号』、二〇二五年)。

2 早稲田大学會津八一記念博物館所蔵の山口八九子のスケッチ帖は、八九子の次女である山口由季子氏から寄贈されたもので、京都市立絵画専門学校時代と思われるものから晩年と思われるものまで百冊以上ある。管見調査にあたっては、丹尾安典氏(早稲田大学名誉教授)、樋口楓子氏(早稲田大学會津八一記念博物館助手)のご協力をいただいた。感謝申し上げる。

3 丹尾安典「山口八九子資料Ⅶ―大正七年句録―」『早稲田大学會津八一記念博物館研究紀要　第一〇号』(早稲田大学會津八一記念博物館、二〇〇九年)に掲載の句と比較した。

4 「少華と八九子」『牟婁新報』九一八年二月二四日。

5 掲載先の特定は現在出来ていない。

私は未た會心の作と云ったものを恥しいことですが得ないのとしかも旅にはあまり出ないので貴答に苦しむ次第です
いつても古郷の自然はなつかしいもので、そうして作家の背景をなすものと思ひます
自然はその人の人格を養生するに大なる力を持つてゐます
私の貧弱な見界申ますと南紀の柔かな明るい風光と
今年初めて遊んだ九州の阿蘇の放牧や天草の雨　温泉岳のつゞ　大村の漁家生活すめば都にてやはり永く居れはつまらない土地にも
ローカルカラの面白味が見出されます
又旅の第一印象にも得る所があります　私は私の人格に益する地をのそみます

内容は雑誌や新聞等へのアンケートの回答の下書きと思われるメモだが[5]、八九子の「自然はその人の人格を養生するに大なる力を持って」いるという、自然と制作との関係についての考えの根幹に触れることができる。またその自然の具体的な場所として、生地の京都の他に、「南紀の柔かな明るい風光」が一番に挙げられていることは、田辺を含む紀南地方の自然が、八九子にとって単なる旅先や取材地にとどまらず、作家としての感性を育む重要な地であったことを示している。

このメモについて補足すると、スケッチ帖④は前章で述べたように一九一八（大正七）年のものと推定するが、この記述については後年に書き加えられた可能性が高い。メモ内に出てくる土地、熊本の「阿蘇山」や「天草」、長崎の「温泉岳（雲仙岳）」や「大村」は、一九一八（大正七）年までの八九子の動向では確認できず、一九一九（大正八）―一九二二（大正一〇）年頃に訪れているのが確認できるからである[6]。そのためこのメモは、少なくとも長崎・熊本旅行、滞在の後に書き加えられたと考えられる。

3．一九二二（大正一〇）年の田辺滞在スケッチと《浜木綿》

1、2でみた一九一八（大正七）年の田辺滞在時に描かれた四冊のスケッチ帖には、紀北地方も含めた当地の各所が幅広く記録されていた。なかでも八九子は獅子舞岩（獅子岩）と動鳴峡を繰り返し描いていたことが確認できる（挿図14～18）。こうした取材のうち獅子舞岩（獅子岩）については、《獅子舞岩》（早稲田大学會津八一記念博物館所蔵／挿図19）として作品に結実している。同作には、ゆるやかに描かれた獅子舞岩（獅子岩）の姿とともに、獅子舞岩（獅子岩）が阿波の国から流されてきたという当地の伝承と、八九子の俳句「田の中の獅子岩の影水温む」が賛として記されている。地方色を自身のまなざしを通して取り入れた、八九子らしい伸びやかな表現は、先に見た「すめば都にてやはり永く／居れはつまらない土地にも／ローカルカラの面白味が見出されます」という言葉とも響き合う。こうした田辺滞在における自然や土地へのまなざしが、さらに大きな成果として結実したものが、一九二二（大正一〇）年に制作された《浜木綿》であったと考えられる。

八九子が第三回帝展に初入選した《浜木綿》は、一九二二（大正一〇）年の田辺滞在の際に、神島、畠島で行った取材をもとに制作されたものであることは前稿で述べた。また、この滞在は七月二五日から八月六日までの二十日ほどであり、八月六日には町内で開催された写真展に赴き、一四日には錦城館で送別会が開かれている。さらに、田辺の盆を見学したことや、三段壁を訪れていることも確認できる。

「二月二十日」という日付もその後の行程として不自然ではなくなる。

「大正七年三月」と記されたスケッチ帖（以下本稿ではスケッチ帖②と表記する）も、スケッチ帖①と同じく、スケッチと俳句のメモ、俳句以外のメモで構成されている。海上から陸を眺める構図のスケッチが「田辺湯崎の道」との記載とともに描かれており（挿図5）、田辺から湯崎（白浜）へ船で移動したことが分かる。その後、「鉛山にて　三月二日」（挿図6）、「白らの浜」、「鉛山より帰りの舟にて　夕日」、「鉛山温泉」と白浜内のスケッチが続き、その後は、「日高郡塩屋にて　四日」（挿図7）、「由良港　蟻の岩」、「由良より湯浅に越ゆる山上より」、「有田郡　蜜柑山」、「三月五日　青海苔干し　箕島にて」（挿図8）などが続いており、田辺、白浜から帰京する八九子の足取りを追うことができる。

「大正七年二月」と記載のスケッチ帖（以下本稿ではスケッチ帖③と表記する）は、スケッチ帖①、②が一部を除いて鉛筆書きであったのに対し、墨書きで、俳句等のメモ書きはない。記載から「有田郡」（挿図9）、現在の海南市下津町にある「扇玉橋」（挿図10）がスケッチされていることが分かるが、各ページに日付の記載はなく、二月の正確な行程は不明である。ただし、八九子が二月七日に京都を出発し、その日のうちに田辺に到着していること、移動が海路であることを考えると、二月七日中に有田郡や海南で下船してスケッチしたことは考えにくい。二月という記載に拘るならば、一度田辺に到着した後の二月中に、有田郡や海南に戻ってスケッチをし、再び田辺に戻った可能性も考えられるが、スケッチ帖②に三月四日、五日の間のものと思われる有田郡等のスケッチがあることから、スケッチ帖③もその頃であったと推定するのが自然だろう。

特に年の記載がないスケッチ帖（以下本稿ではスケッチ帖④と表記する）は、スケッチ帖①や②と比べると着色の多いスケッチ帖である。スケッチ帖④内の「田辺にて　二月十八日」（挿図11）の記載が、一九一八（大正七）年の田辺滞在時期と被ること、田辺内の「獅子舞岩」、新庄の「東光寺」などが同年の訪問場所と重なることを考えると、一九一八（大正七）年のものと考えてよいだろう。その他田辺内の「鬼橋岩」、「会津川」、秋津の「動鳴峡」、新庄の「跡の浦」と、田辺や新庄の土地がスケッチされた後、「御坊」、「塩屋浜」、「由良道」、「湯浅」、「下津村」と田辺より北部の和歌山の土地が続き、大阪と思われる「青谷にて　三月廿四日」（挿図12）と記載のスケッチが描かれている。

これら四冊の一九一八（大正七）年のスケッチ帖を辿ることで、八九子の田辺滞在の足取りを改めて確認することができる。日付が確かなものを拾うと、

二月十七日　京都発―田辺着
　十八日　闘鶏神社、蟻通神社
　二十日　新庄
三月　二日　白浜
　四日　日高郡塩屋
　五日　箕島
　廿四日　青谷

となり、これ以外にも獅子舞岩（獅子岩）、鬼橋岩、動鳴峡など、当地の各所を巡ってスケッチしている。

以上から、一九一八（大正七）年の田辺滞在は、田辺周辺に限られるものではなく、白浜、紀北地方へと移動する旅程のなかでの滞在と位置づけられる。

2. 八九子の制作と地方の自然

一九一八（大正七）年の田辺滞在を考えるうえで注目されるのが、スケッチ帖④の末に記された八九子の制作観をうかがわせるメモ（挿図13）である。このメモには、自然と制作との関係についての八九子の考えが記されており、田辺を含む紀南地方の風光が八九子にとってどのような意味をもっていたのかを考える手がかりとなる。以下にその内容を翻刻する。

見界のせまい
しかもあまり旅行せない小生
はお答へに苦しむのです
私としては京ト近

山口八九子の田辺滞在
―早稲田大学會津八一記念博物館所蔵スケッチ帖からの考察

知野　季里穂（田辺市立美術館　学芸員）

はじめに

前号紀要に掲載の拙稿[1]（以下前稿とする）においては、絵画として稀なモチーフである浜木綿を描いた日本画家、山口八九子（一八九〇―一九三三）の《浜木綿》（一九二二年、京都国立近代美術館蔵）の制作について、八九子の田辺滞在の詳細をうかがうことで、その滞在が《浜木綿》制作において注目に値するものであったことを述べた。本稿では、二〇二六（令和八）年一月一五日、二六日に実施した早稲田大学會津八一記念博物館所蔵の山口八九子のスケッチ帖の管見調査の結果に基づき、前稿の訂正を行い、八九子が紀南地方の自然をどのように受け止め、それを制作へ結びつけていったのかを考察したい。

早稲田大学會津八一記念博物館所蔵の山口八九子のスケッチ帖の内、田辺滞在時のものと推定できたスケッチ帖は、一九一八（大正七）年の最初の滞在時のものが四冊、一九二二（大正一〇）年の二度目の滞在時のものが一冊であった。[2]以下に順に確認したい。

1.一九一八（大正七）年の田辺滞在のスケッチ

前稿において、確認できる八九子の最初の田辺滞在は、一九一八（大正七）年の二月二日、二三日頃から三月三日までであり、京都市立美術工芸学校時代からの知己である、日本画家の人見少華（一八八七―一九六八）と共に来田し、短期間に田辺、新庄、鉛山などを巡って、当地の風光を俳句という形で作品に残していたことについて述べた。今回確認したスケッチ帖によって、その滞在が句作だけではなく、各地の風景写生という美術制作の面からもうかがえるようになった。

一九一八（大正七）年二月のものと思われるスケッチ帖（以下本稿ではスケッチ帖①と表記する）は、スケッチと俳句のメモ、俳句以外のメモで構成されている。和歌山内でのスケッチの場所は、八九子が記している場所のみを挙げると、神子浜の「獅子岩」（挿図1）や、田辺よりも内陸の「新庄」（挿図2）、同じく新庄の「東光寺」（挿図3）があり、「新庄」のスケッチ部分には「二月二十日」の日付の記載もある。また、俳句のメモ書きは、一九一八（大正七）年のものとほとんど一致する。[3]よって、このスケッチ帖①は一九一八（大正七）年二月のものと推定した。

スケッチ帖①内にあったメモの一部を左に翻刻する（挿図4、翻刻部分は左下の二行）。

十七日　十二時　京発
　二時半大坂川口発　七時
和哥山着　日暮れ　それより比井岬
まで大分に荒る、　十一時過着田
十八日
雪降る　これにて二度目の降雪
古りと云ふ　中々寒さは京に変
らぬ　しかし　梅の花か咲いて
ゐるのを見るとさすか暖きを思
はせる　一日浜から闘鶏神社
蟻通神社へ行くいつても
面白し

前稿においては、一九一八（大正七）年の八九子の田辺滞在は、牟婁新報記事[4]より二月二日、二三日頃からとしていたが、この八九子自身の記述を重視して、滞在の始まりを二月一七日からと考えたい。このメモによれば、八九子は二月一七日に京都を出発してその日のうちに田辺に到着し、翌一八日には田辺の闘鶏神社と蟻通神社を訪れている。一八日は雪の降る日だったようで、京都の寒さと変わらないが、梅の花が咲いていることで視覚的に暖かさを感じたようだ。また前述の「新庄」のスケッチ部分に記載されている

紀要

・山口八九子の田辺滞在―早稲田大学會津八一記念博物館所蔵スケッチ帖からの考察

知野　季里穂（田辺市立美術館　学芸員）

田辺市立美術館年報･紀要
令和7年度

〈年報第18号・紀要第3号〉

令和8年11月1日発行

編集・発行／田辺市立美術館

印　　刷／竹本オフセット印刷株式会社

田辺市立美術館
和歌山県田辺市たきない町24-43
TEL. 0739-24-3770　〒646-0015

田辺市立美術館分館
熊野古道なかへち美術館
和歌山県田辺市中辺路町近露891
TEL. 0739-65-0390　〒646-1402